

英国学派の国際政治理論における パワーと経済

——E・H・カーとヒュームからの考察——

岸 野 浩 一

目 次 序

- I 英国学派における「パワーと経済」
 - I章1節 英国学派における「パワー」の視座
 - I章2節 英国学派における「経済」の軽視
 - I章3節 国際社会における「経済」
 - B・ブザンの国際政治経済に関する理論
- II E・H・カーの国際政治経済論
 - II章1節 英国学派の系譜におけるE・H・カー
 - II章2節 パワーとしての経済
 - 『危機の二十年』の国際政治経済論
 - II章3節 「政治経済学」への回帰
- III デイヴィッド・ヒュームの国際政治経済論
 - III章1節 英国学派の源流としてのD・ヒューム
 - III章2節 国際社会におけるパワーと経済
 - 『道徳・政治・文芸論集』の国際政治経済論
 - III章3節 均衡と自制の政治経済学

結

序

国際政治において、「パワーと経済」はどのように考えられうるのか。
グローバル化の進展によって、「世界経済の一体化」が進む現代

の国際関係において、この問いは重要性を増し続けている。グローバル化が進行するなかで、富の世界的な不均衡や「自由貿易」の是非、資源やエネルギーの獲得競争などをめぐって、最上位の権力（パワー）たる主権を有する「国家」の政府に対応を求める声が増大している。これらの議論においては、主として、自由主義経済や金融資本主義が抱える問題や、国家の「パワー」と「経済」の関係などが問われている。こうした問いへの応答は、現今の日本においても、国際経済と主権国家のあり方に関わる各種の外交政策、例えば自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）、国内産業や海洋資源の問題などに関する政策をめぐって広く議論されているように、喫緊の課題となっている。そして、経済的・技術的水準や人口規模、地理的環境、文化や風土、政治体制、社会集団における価値観などが、地域や国家によって様々に異なる現況において、多種多様な政治主体の林立する多元的な世界のなかで、調和的・発展的関係をいかにして維持し、各国の政治と経済のありようについてどのように考えるのかは、常に重大な論題であり続けている。

上記の現代的な問題についての考察に資する視角を得るため、本稿は、多様な主権国家が多数並立し割拠する多元的な「中央政府なき世界政治」にあっても、「国際社会」（international society）と呼称される一定の国際秩序が存在しうることを指摘している、英国学派の国際政治理論（the English School of International Relations Theory）⁽¹⁾とその思想的伝統に着目

(1) 「英国学派とは何か」をめぐっては、Linklater, Andrew and Suganami, Hidemi [2006] *The English School of International Relations: A Contemporary Reassessment*, Cambridge University Press が詳しい。同書では、英国学派の意味するところについて、現在までに多様な解釈と定義が存在していることを明らかにしている（Ibid., pp. 12-7.）。国際関係理論としての「英国学派」の特徴については、Linklater, Andrew [2009] “The English School” in Burchill, Scott & Linklater, Andrew et al. (eds.), *Theories of International*

する。以下、同学派の理論枠組やその思想的系譜において、「パワーと経済」がいかに把握されるのかを検討したうえで、その考察が有しうる現代的意義や理論研究上の含意について考究する。

I章では、「パワーと経済」をめぐる英国学派の主要な理論を確認し、英国学派の議論において「パワーと経済」がどのように理解されているのかを論ずる。1節では、現在もなお英国学派のパラダイムを形成している、マーティン・ワイト (Martin Wight) が提起した国際政治思想の「三つの伝統」論において、パワーの概念がどのように捉えられているのかを確認する。そのうえで2節と3節にて、英国学派の代表的な論者らが「経済」の要素を軽視していたと批判する近年の先行研究を紹介し、「経済」の視点を導入した国際社会の理論化可能性について検討する。ワイトをはじめとする主たる英国学派の理論は「経済」に対する視座が欠けており、「経済の軽視」との批判は妥当であるものの、しかし十全な批判であるとは評し難い。その理由の一つは、「英国学派の創始者」(ワイトやヘドリー・ブル (Hedley Bull) ら) と呼ばれる理論家たちが、詳細な国際政治経済論を提示していなかったことは確かであるとしても、「経済」の論点を充分に取り扱う、英国学派の思想的系譜のうちに位置付けられる人物や、同学派の方法論や理論枠組に大いに影響を与えたと評価される人物らに全く触れることなく、「英国学派は経済の要素を軽視してきた」と批判している点にある。それではそうした人物らとは、いったい誰か。それは、今日でも国際政治学の古典を著した人物たちとして評されている、20世紀英国の外交官であり歴史家であったE・H・カー (Edward Hallett Carr) と、

Relations, Palgrave) での概説を見よ。また、英国学派において提起され議論されてきた鍵概念などについては、Bellamy, Alex J. [2005] "Introduction: International Society and the English School" in Bellamy, Alex J. (ed.), *International Society and its Critics*, Oxford University Press を参照。

18世紀ブリテンの哲学者であり歴史家であったデイヴィッド・ヒューム (David Hume) である。

そこでⅡ章とⅢ章では、E・H・カーとヒュームが展開した、国際政治経済に関する議論を明らかにすることで、現代における英国学派の云わば「源流」をなすと評される二人の思想を介して、英国学派の理論において「パワーと経済」の関係をどのように考えることが可能であるのかについて考察する。まずⅡ章において、E・H・カーの英国学派における位置付けを概観したうえで、カーが「パワー」として経済を理解していたことを確認し、経済ナショナリズムなどいわゆる「国力」の理論や思想に関する彼の議論とその意味を析出する。続くⅢ章では、英国学派のみならず「国力論」の源流としても再評価されている、ヒュームの国際政治経済論を概括し、彼の国際関係における「パワーと経済」の理解を解明する。

以上の論考を経て、終章にて、先行研究の論考を踏まえつつ、英国学派の思想的系譜において「源流」をなすとされ、かつ「経済」についての視点を多分に有していた、E・H・カーとヒュームの国際関係理論の概説とその含意の抽出を通じて、英国学派の伝統や方法論による国際社会における「パワーと経済」の理論について、その構築可能性の一試論を素描したい。

I 英国学派における「パワーと経済」

1.1 英国学派における「パワー」の視座

1.1.1 「国際社会」を論ずる英国学派

国際政治理論における「英国学派」と称されるアプローチは、現代日本を含む世界的な国際政治理論の主流をなすアメリカの国際関係論と対置される、理論枠組や方法論を提供するものとして、数年来、日本でもその理
98(467) 法と政治 63巻2号 (2012年7月)

論研究が顕著に進められ、注目を集めている。英国学派の特徴は、「現代・科学・方法論・政策」を重視する、実証主義型の米国の国際関係論とは対照的に⁽²⁾、とくに「歴史・規範・哲学・原則」を重視する傾向にあることが挙げられる⁽³⁾。この伝統的・古典的アプローチを方法論的な基礎としながら⁽⁴⁾、同学派においては主として、国家間の外交や国際法などを通じて織り成される「国際社会」(international society)とは何かとの問いが、中心的な研究テーマとなってきた。この問いは、国家間での共通規則や継続的交渉などを有さぬ、単なる諸国間の対外関係の集合体としての、ホップズ主義的な「国家間システム」(international system)の概念との差異化、および人類共同体ないし世界国家としての、カント主義的な「世界社会」(world society)の概念との対比などを通じて論じられている⁽⁵⁾。また英国学派の理論研究は、極めて実践的・規範的なアプローチであるとされる。

(2) cf. esp. Buzan, Barry [2004] *From International to World Society?: English School Theory and the Social Structure of Globalisation*, Cambridge University Press, p. 24. なお、20世紀における米国の国際関係論と英国学派との相互影響関係については、Wæver, Ole [1998] “Four Meanings of International Society: A Trans-Atlantic Dialogue” in Roberson, B. A. (ed.), *International Society and the Development of International Relations Theory*, Pinter を参照のこと。

(3) Butterfield, Herbert and Wight, Martin (eds.) [1966] *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, G. Allen & Unwin, p. 12. (佐藤誠ほか訳 [2010] 『国際関係理論の探究—英国学派のパラダイム』(日本経済評論社) p. iv.)

(4) cf. Keene, Edward [2005] *International Political Thought: A Historical Introduction*, Polity, pp. 198–9.

(5) cf. esp. Navari, Cornelia (ed.) [2009] *Theorising International Society: English School Methods*, Palgrave Macmillan; Little, Richard [1998] “International System, International Society and World Society: A Re-evaluation of the English School” in Roberson, B. A. (ed.), op. cit.

例えば、冷戦期には、米ソ二極化のなかにあつて、軍事的対立を緩和しようとする共通のルール（国際法）や、国家間の継続的な交流関係（外交）に基づく、「国際社会」の存在やその理論化の可能性を指摘することによって、とくに軍事や戦略の理論へと傾倒するような、米国における政策論的な国際政治学とは異なる視点での、安全保障の理論を提供せんとする試みが行われていたことが挙げられる。冷戦後は主に、世界各地で噴出する民族紛争や地域紛争に、国家の主権を超えて国際社会が対処しようとする「介入」（intervention）の是非や国際倫理の問題などをめぐって、そもそも主権国家や「国際社会」とは何かを改めて問い直し、またその国際社会が果たしうる責務とは何であるのかなどを問うことで、議論が続けられているところである。

英国学派においては、「国際社会」をキータームとして研究が続けられているが、その概念を精緻化して理論的に明らかにした重要な英国学派の中心的人物であるヘドリー・ブルは、「主権国家のパワー」の存在を前提としつつも成立する、調和的な国際秩序を論究していた。英国学派の最も重要な古典の一つとして評価される、著作『国際社会論』においてブルは、国際社会について、「一定の共通利益と共通価値を自覚した国家集団が、その相互関係において、それらの国々自身が、共通の規則体系によって拘束されており、かつ共通の諸制度を機能させることに対して共に責任を負っている」とみなしているという意味で、一個の社会を形成している」と定義する。⁽⁶⁾

(6) Bull, Hedley [2002] *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 3rd edn., Columbia University Press, p. 13. (白杵英一 訳 [2000] 『国際社会論—アナーキカル・ソサイエティ』(岩波書店) p. 14.) なお、本稿における引用部での訳文は、訳書が出版されている場合、当該邦訳を参照し参考文献として挙げたうえで、原則としてすべて岸野が訳出している。

彼は、政治的な国家の権力が世界大の中央政府により一元化・統御されることなく分散割拠する、近代以後の世界政治において、共通規則などを通じて秩序化される「国際社会」を理論化し発見したのであり、彼が提起した「国際社会」論は、主権国家のパワーが集団となって林立する政治状況を前提としつつも成立しうる、世界的な秩序を模索するものであった。ブルの理論を継受する現代の英国学派の研究視座においても、国際社会は「諸国家 (states) からなる社会」を意味しており、国際社会を論ずるときの根本的な前提として「各国家の有するパワー」の存在が引き続き認識されている⁽⁸⁾。

ブルと並ぶ英国学派の中心的人物とされるマーティン・ワイトもまた、冷戦期において『パワー・ポリティクス』(*Power Politics*) と題された著名な論考を遺しており、彼は国際政治の理論⁽⁹⁾を構築することを目指しながら、主権国家間における「権力政治」(power politics) の実像に迫ろうとする研究者であった⁽¹⁰⁾。なかでも、ワイトによる国際政治思想の「三つの伝

(7) cf. Navari (ed.) [2009]; Donelan, Michael (ed.) [1978] *The Reason of States: A Study in International Political Theory*, G. Allen & Unwin; Mayall, James (ed.) [1982] *The Community of States: A Study in International Political Theory*, G. Allen & Unwin; Navari, Cornelia (ed.) [1991] *The Condition of States*, Open University Press; Clark, Ian [1989] *The Hierarchy of States: Reform and Resistance in the International Order*, Cambridge University Press.

(8) cf. Navari, Cornelia [2009] “Introduction: Methods and Methodology in the English School” in Navari (ed.), op. cit, p. 9.

(9) ワイトは、『外交の探究』において、国家についての「政治理論」(Political Theory) に対応するような、国家間関係についての「国際理論」(International Theory) の構築可能性を考察している (Butterfield and Wight (eds.) [1966] pp. 17-34. (佐藤誠ほか訳 [2010] pp. 1-23.))。

(10) 1978年版の『パワー・ポリティクス』において、ワイトは「パワー」を国家 (state/nation/country) と並立させて論じており (Wight, Martin [1978] *Power Politics*, Bull, Hedley and Holbraad, Carsten (eds.), Royal

統」(the Three Traditions) 論は、ブルの国際社会論ではその導入として参照されており、現在に続く同学派の基本となる理論的な枠組を提供するものである。では、「三つの伝統」論において、パワーはどのように概念化されているのか。以下、この点について概観する。

I.1.2 パワーの概念をめぐる「三つの伝統」

ワイトによれば、国際政治の思想における「三つの伝統」とは、マキャヴェリ主義とも言われる「現実主義」(Realism) と、グロティウス主義ないし「合理主義」(Rationalism)、そしてカント主義あるいは「革命主義」(Revolutionism) という、以上の「三つのR」(3R; the Three Rs) を指している。ワイトは、著書『国際理論—三つの伝統』(*International Theory: The Three Traditions*) において、「国力の理論」(Theory of national power) について論じるなかで、三つの伝統をパワーの点から以下のように特徴づけている。

いま議論しているパラダイムのレベルにおいて、三つの理論のあいだにある違いは、三つの重なり合う言葉を厳密なものにすることによって、描き出されうるであろう。その三つの言葉とは、権力 (power)、権威 (authority)、そして強制力 (force) である。

「権力」(*Power*) は、現実主義者の概念である。それは、既存の政治組織が服従 (compliance) を確かなものにする能力 (capacity) であり、対内的および対外的に、国家が自らの意志を押しつける能力である。

「権威」(*Authority*) は、合理主義者の概念である。それは、道徳

Institute of International Affairs, p. 23.), ワイトのパワー概念は、国家と換言可能なものであると述べる。

的諸原則 (moral principles) と調和することによって正当化される権力 (power) のことであり、対内的および対外的に、自発的に与えられた同意や協力 (assent and co-operation, freely given) を国家が確かなものにする能力 (capacity) である。

「強制力」(Force) は、革命主義者の概念である。それは、権力 (power) を転覆し、革命主義者の教義の名において既存の政治組織を破壊する能力 (capacity) であって、必要な再建を成し遂げるために粉砕を行う能力である⁽¹¹⁾。

すなわち、第一に「現実主義」が、道徳的な正当化とは無関係な、剥き出しのパワー、つまり「権力」(power) の理論として、第二に「合理主義」が、道徳的に正当化された権力 (power) たる「権威」(authority) の理論として、そして第三に「革命主義」が、暴力的手段を用いてでも、既存の政治組織を変革しようとする「強制力」(force) の理論として、それぞれ特徴付けられているのである。なかでも現実主義と合理主義の伝統においては、「道徳的正当化」の有無という違いを軸としつつ、パワーつまり「権力」が重要な理論的概念とされている。さらに、革命主義の伝統においては、現実主義者の概念たる「権力」、つまり「既存の政治組織」が服従を確保するための能力を転覆させる、いわば権力を逆転させる能力としての「強制力」が重要な概念であるとされる⁽¹²⁾。よって、これら「三つの

(11) Wight, Martin [1991] *International Theory: The Three Traditions*, Leicester University Press, p. 107. (佐藤誠ほか訳 [2007] 『国際理論—三つの伝統』(日本経済評論社) pp. 142-3.)

(12) 各伝統をパワーの視点から総合すると、「既存の政治体制」が有する「権力」について、現状を追認するかたちで論ずる立場が「現実主義」とされるのに対し、一方でその現状を否定し変革することを論ずる立場が「革命主義」であるとされ、そして他方、その現状の「道徳的正当性」に

伝統」の差異を論ずるにあたっては、「権力」、すなわちパワーをどのように処遇するかが問題となるのである。

I.1.3 パワーと勢力均衡の二つの概念

『国際理論』での「外交の理論：勢力均衡」の論議でもワイトは、革命主義（カント主義）が「パワー」の均衡たる「勢力均衡」（Balance of ‘Power’）を批判し否定する立場であると論じる一方で、他方の現実主義（マキャヴェリ主義）と合理主義（グロティウス主義）は、勢力均衡を異なる意味として各々概念化する立場であると論じている。⁽¹³⁾

グロティウス主義者にとって、「勢力均衡」という語は二つのことを意味する。第一は、パワーの均等な配分（an even distribution of power）である。……パワーの均等な配分は、他のいかなる選択肢（alternative）よりも良いと想定され、これによってこの語は記述的なものから規範的なものへと移り、したがってグロティウス主義者にとっての第二の意味、すなわちパワーは均等に分配されるべきであるという原則になるのである。⁽¹⁴⁾

こうした「パワーの均等な配分」を求める合理主義の伝統に対し、現実主義の伝統では次のように考えるとされる。まず、第一に「勢力の測定方法」が存在しないこと、第二に「公平かつ独立した測定者」がいないこと、そして、第三にパワーの配分は「不安定かつ変わりやすいもの」であることから、⁽¹⁵⁾「均等な配分」そのものが成立しないと、現実主義者は考える。

ついて議論する立場が「合理主義」だとされるのである。

(13) Wight [1991] pp. 164-79. (佐藤ほか訳 [2007] pp. 220-41.)

(14) Ibid., pp. 164-5. (佐藤ほか訳 [2007] pp. 220-1.)

次に、現実主義者によるこの批判を解するならば、「勢力均衡」は平衡や安定ではなく変化を意味することになるとされる。そしてその結果、「よく知られているように、勢力均衡は、自らの側が力の有害な配分を避けるために力の余白 (margin) を必要とするという原則になる。ここで「均衡」は、銀行収支 (a bank balance) の意味合いを得るのである⁽¹⁶⁾」と、ワイトは論じるのである。合理主義と現実主義がそれぞれ提起する勢力均衡の二つの概念を、先の三つの伝統におけるパワーの概念と照合して重ね合わせると、次のように述べることができよう。合理主義的な「均等な配分」という原則としての勢力均衡は、パワーが「均等化」という道徳的・規範的の原則と調和することを求めるものである。これに対し、現実主義的な「銀行収支」としての勢力均衡は、「均等な配分」なる道徳的・規範的の原則が無効であることから意味を持つものであって、この点で、道徳的正当化と無関係のパワーすなわち「権力」の概念と直結したものであるといえよう。よって、勢力均衡の理論に関しても、現実主義的な視点からは道徳的正当化とは無関係のパワーの概念やその論理が、また合理主義的な視点からは道徳的正当化を必要とするパワーの概念やその論理が各々見出されるのである。

以上に見てきたように、ブルやワイトを筆頭とする英国学派の主要な理論においては、国際政治におけるパワーが道徳的正当化の問題とあわせて議論されているほか、パワーの存在を前提としながらも成立する国際秩序、つまり「国際社会」の可能性が模索されていると明示できるのである。

(15) Ibid., p. 169. (佐藤ほか訳 [2007] p. 225.)

(16) Ibid., p. 170. (佐藤ほか訳 [2007] p. 227.)

1.2 英国学派における「経済」の軽視

1.2.1 「三つの伝統」論と「経済」の視座

それでは、英国学派の主たる理論枠組たる「三つの伝統」論において、「経済」はどのように位置付けられているのか。ワイトによると、経済の観点を重んずる伝統は主として革命主義ないしカント主義であるとされる。この点についてワイトは、『国際理論』にて、「外交の理論：対外政策」を論じるなかで、以下のように経済の論点に端的に触れている。

カント主義者 (Kantian) は、国際制度（「社会的制御を行う行動パターン」）の例として、次の二つをはるかにより重要なものとして提示する。第一は、商業精神 (the commercial spirit) であり、これは「戦争状態とともに存在することは不可能であり、そして遅かれ早かれ各国民を支配するようになる」ものである。これは、コブデンの論じた「自由貿易」 (Free trade) と同じである（「諸国民間での自由貿易・平和・善意」は、コブデン・クラブのモットーであった）。……第二の制度は世界世論 (world public opinion) であり、これは長期的には、⁽¹⁷⁾ すべてのもものなかで最も強力である。

ワイトによれば、合理主義ないしグロティウス主義の伝統が「戦争」をも国際制度として挙げる一方、革命主義ないしカント主義の伝統は「商業精神」と「世界世論」を国際制度として挙げて重要視しているとされ、カントやマンチェスター学派の自由主義者として名高いリチャード・コブデンらの思想に見られるように、同伝統は、世界的な世論や商業の精神を通じて変革を図るものと論じられている。

(17) Ibid., p. 144. (佐藤ほか訳 [2007] pp. 192-3.)

他の二つの伝統における「経済」の視点について、ワイトは殆ど語っていない。しかし彼は『国際理論』の議論の端緒で、「外交 (*Diplomacy*) と商業 (*commerce*; 交易)」による国際的交渉 (*international intercourse*) の要素を強調しそれらに焦点を当てる立場として、「合理主義者」の伝統を捉えているのである。⁽¹⁸⁾そして、この合理主義ないしグロティウス主義の伝統は、英国学派における「国際社会」の理論の土台としても考えられる思想的伝統である。してみると、ワイトが示唆した、合理主義者の伝統における国際的交渉としての「外交と商業」の意味や、またその伝統を特徴づける「権威」の概念、つまり「道徳的に正当化された権力」(*power*) の概念と、「外交と商業」の要素との関係を問うことによって、英国学派における「パワーと経済」についての国際関係理論が、既に打ち立てられているものと考えられるかもしれない。さらにまた、カント主義的な「世界世論」(国際世論) とともに「商業精神」が有する国際社会への影響力について、その当否や批判を含め、「経済」の視点から考察することも可能であろう。しかしながら実際には、ワイト当人をはじめとする英国学派の主たる理論家らは、「三つの伝統」における「経済」の論理について、立ち入った検討を行っていない。英国学派が専ら議論する国際社会論において、ワイトが論じていたように、経済の要素は概してカント主義的な変革の一要因として扱われるに留まり、経済を国際社会論のなかでどのように考えることができるのかに関しては、殆ど問われていないのである。

I.2.2 H・ブルにおける「経済」の視点

ブルは、ワイトの「三つの伝統」論を踏まえて国際社会論を展開したが、彼は、諸国家システム (*a states-system*) についてのワイトの理解におい

(18) *Ibid.*, p. 7. (佐藤ほか訳 [2007] p. 9.)

て、貿易 (trade) がその制度の一つとして挙げられていることに注目している。⁽¹⁹⁾そして、先に見たようにワイトが「商業や貿易」の要素に触れる一方、「三つの伝統」論において「経済」の視点を本格的に導入しなかったことについて、ブルは、「ワイトが経済的側面についてあまり関心を払わなかったこと、そして彼が、国際関係の経済的側面についての思想史を扱うことに失敗したことが、批判を招きやすくしている」と述べ、⁽²⁰⁾端的に批判を加えている。

ワイトへの批判だけではなく、ブルは自らの著述においても、「国際社会」論における経済の視点について述べており、国際社会において経済が有しうる意味について、積極的な評価を下している。例えば彼は、「経済」が現代の国際社会において主要な部分 (a major part) を占めていることを述べているほか、⁽²¹⁾『外交の探究』に所収の論考でも、「貿易 (trade) はあらゆる国家間関係のなかで、最も特徴的な活動である」と記しているのである。⁽²²⁾

だが、そうであるにもかかわらず、ブルもまた、現代の英国学派の研究において「経済の視点を、彼自身の国際社会論において発展させることに失敗した」と評されており、⁽²³⁾彼の経済の視点からの議論は、上記のような

(19) Wight, Martin [1977] *Systems of States*, ed. by Hedley Bull, Leicester University Press, p. 16.

(20) Bull, Hedley [1991] “Martin Wight and the Theory of International Relations” in Wight, op. cit., pp. xix-xx. (佐藤ほか訳 [2007] p. 408.)

(21) Bull, Hedley [1990] “The Importance of Grotius in the Study of International Relations” in Bull, Hedley & Kingsbury, Benedict & Roberts, Adam (eds.), *Hugo Grotius and International Relations*, Clarendon Press, pp. 72-3.

(22) Bull, Hedley [1966] “Society and Anarchy in International Relations” in Butterfield and Wight (eds.), op. cit., p. 42. (佐藤ほか訳 [2010] p. 32.)

(23) Buzan [2004] p. 19.

部分的な示唆や表現において見出されるのみに留まっているのである。国際社会の基礎理論を構築したブルが、「経済」の視点について、肯定的な表現をもって触れていたことは、英国学派の国際社会研究を進めていくうえで、枢要な意味をもっていると考えられうる。ところが、冷戦期から21世紀の現代に至るまで、経済の視座から国際社会を考える議論は、基本的に提示されることはなかったのである。

I.2.3 英国学派における「経済の軽視」への批判

英国学派の主たる理論家らが「経済」の論点に踏み入ることが殆どなかったということは、「学派の重大な致命的問題」であると、近年の英国学派研究においてつとに指摘・批判されている⁽²⁴⁾。とくに、安全保障理論や英国学派の研究などで著名なバリー・ブザン (Barry Buzan) による、包括的な最新の批判的論考⁽²⁵⁾では、「英国学派における経済の軽視 (neglect of economics)」の理由や、それによる同学派の理論への影響などが論じられている。ワイトやブルらといった英国学派の創始者と言われる論者たちが、本稿でこれまで確認してきたように、国際関係理論の構築に際し「パワー」を重要な要素として詳述しつつも「経済」の要素を軽視した理由として、ブザンは、彼らが当時の冷戦下の国際政治状況において、「国家相互のパワーの衝突」としてのみ国際政治を見る、ハードなリアリズム (現実主義) との理論的格闘を主目的としていたため、秩序や安全保障に関わる「ハイ・ポリティクス」 (high politics) に特化して議論する傾向にあったことを挙

(24) スガナミ, H. [2001] 「英国学派とヘドリー・ブル」『国際政治』126号 p. 206; cf. 河村しのぶ [2010] 「英国学派の国際政治理論とその諸批判」『九大法学』102号 pp. 238-9, 243-4.

(25) Buzan, Barry [2005] “International Political Economy and Globalization” in Bellamy (ed.), op. cit.

げている。⁽²⁶⁾ またブザンは、現代の英国学派の議論においても経済の観点はほぼ無視されており、⁽²⁷⁾ その結果、同学派の理論において、国際関係の現実を汲取ることができておらず、⁽²⁸⁾ 深刻な悪影響が及ぼされてきたと批判する。

そのうえでブザンは、英国学派が蓄積してきた国際社会論に経済の視点を加えることで、今日のグローバリゼーションを分析する有用な「グランド・セオリー」⁽²⁹⁾ として、英国学派の理論枠組をより活用することが可能になりうることを論じている。⁽³⁰⁾ では、国際社会の理論として、「経済」の要素をいかに取り入れることが可能となりうるのか。ブザンの近年の研究を参照することで、この問いについて次節にて検討する。

(26) Buzan [2004] p. 20; Buzan [2005] p. 117.

(27) ブザンは、若干の部分的例外として、1980年代のR・J・ヴィンセント (R. J. Vincent) とジェームズ・メイヨール (James Mayall) らの研究を挙げている (Buzan [2004] pp. 19-20; Buzan [2005] p. 116.)。しかしながら、ヴィンセントと彼の研究の後継者らの議論は、拷問や集団虐殺などの倫理的問題に焦点が当てられており、国際政治経済の議論は深化されることがなかったと評価されている (Ibid)。また、かつてメイヨールは、「経済自由主義」(economic liberalism) について国際社会論のタームを用いて考察していたが (cf. Mayall, James [1982] “The Liberal Economy” in Mayall (ed.), op. cit.), 近年のメイヨールの著作は、ナショナリズムにとりわけ焦点が当てられているとされる (Buzan [2004] p. 20; Buzan [2005] p. 116.)。

(28) Buzan [2004] pp. 19-20; Buzan [2005] pp. 118-23.

(29) Buzan, Barry [2001] “The English School: an underexploited resource in IR”, *Review of International Studies*, 27 (3), pp. 481, 484.

(30) Buzan [2004] p. 270; Buzan [2005] pp. 131-3.

1.3 国際社会における「経済」 — B・ブザンの国際政治経済に関する理論

1.3.1 英国学派の理論的批判における「経済」と「地域」の要素

ブザンは、英国学派の既存の諸研究における弱点を論じるにあたって、「レベル」(levels)・「部門」(sectors)・「境界」(boundaries)・「規範論争」(normative conflicts)・「方法論」(methodology) という五つの項目を示す⁽³¹⁾。そのなかでも、彼は、英国学派が議論の対象とする「部門」の問題として、「経済」の要素が欠落していることを指摘する⁽³²⁾。

同学派が経済について詳細に考察していないことの原因として、ブザンは、英国学派が集団安全保障や外交、そして人権といった政治的問題を強調してきた点と関連する、その「国家中心主義」(state-centrism)の姿勢を挙げる。しかしこの姿勢は、英国学派が「経済」を軽視し続けても構わない理由にはならないと、彼は論ずる⁽³³⁾。何故なら、「国家」(state)に焦点を当てる方法は、国際関係研究の一分野として発達してきた「国際政治経済学」(International Political Economy; IPE)の諸研究においても、明らかに用いられてきたものだからである⁽³⁴⁾。したがって、英国学派が経済について議論しない、整合的な理由はないとされる。そして、同学派が経済部門に無関心であったことは、古典的な英国学派の著作に見られる「多元主義的な見解」への傾倒を強めてきた可能性があり、加えて、世界規模ではない「地域レベル」(regional level)の国際社会を、同学派が無視することに繋がってきた可能性がある⁽³⁵⁾と、ブザンは論ずるのである。

(31) Buzan [2004] p. 15.

(32) Ibid., p. 19.

(33) Ibid., p. 20.

(34) Ibid.

(35) Ibid.

経済の要素を国際社会論に導入することは、彼の見通しでは、「地域レベル」での理論的検討に直結することになる。すなわち、「もし英国学派が経済部門にさらに注意を払っていたならば、欧州連合（EU）や北米自由貿易協定（NAFTA）、およびメルコスール（Mercosur）のような、地域的な制度や取極などの発達を無視することはできなかった」であろうし、その逆もまた然りだとされるのである。⁽³⁶⁾ 彼は、同学派がグローバル規模の国際社会論に終始する傾向にあること、そして地域レベルないし「サブグローバル・レベル」（subglobal level）の国際社会論を深化させていないことについても、経済軽視の問題と関連付けて、上記のように批判するのである。⁽³⁷⁾ こうした批判から、ブザンは、自らの理論的研究にて、⁽³⁸⁾ 独特の概念枠組によって、「地域」における国際社会（国家間社会）の議論可能性と連動した、「経済」の要素を組み込んだ国際社会論ないし世界社会論の可能性を模索するのである。

I.3.2 経済の視座からの「多元主義—連帯主義」論争の再考

英国学派における「多元主義者」（pluralist）と「連帯主義者」（solidarist）との間での国際社会概念をめぐる論争において、経済の要素を導入することの意味を、ブザンは次のように議論する。主権を超えた国家間の連帯可能性とその意義について否定的な「多元主義者」と、それらについて肯定的な「連帯主義者」の間では、「主権」の概念や、「人道的介入」の是非などに関わる「人権」、そして「大国」による管理などが主に議論されてきたとされ、経済ではなく「政治や軍事」の部門に関する論争に特化されてきたことを、彼は指摘する。⁽³⁹⁾ そして、この多元主義と連帯主義の枠組

(36) Buzan [2005] p. 129.

(37) Ibid.

(38) Buzan [2004]

を設定したブルを含め、概して英国学派の議論では「多元主義者」が優勢であったが、「経済」の要素を加味するならば、「連帯主義者」の主張が見直されることになり、英国学派における「多元主義者と連帯主義者との間の勢力均衡」(the balance of power between pluralists and solidarists within the English School)を変化させることになるとブザンは指摘する。⁽⁴⁰⁾以下がその理由である。

多元主義者の理解する国際社会においては、共有されうるルールや目的は諸国の「共存」(coexistence)に関するものに限定されるとされる一方、他方の連帯主義者は、国際社会には、「共存」を超えた、遂行されるべき共有価値があることを主張する。そして、今日、広く受け容れられつつある「世界経済についての自由なルール」(liberal rules for the world economy)を、「共存」のルールとして特徴づけることは、理にかなっておらず、現代までの歴史的な過程におけるルールの拡大は、共有価値(経済成長と開発等)を集团的に追求するという「連帯主義の論理」への移行を明らかに示すものであると、彼は述べるのである。⁽⁴¹⁾さらに彼は、「自由な国際経済秩序」(a liberal international economic order)の発達を、連帯主義的なものとして数えられるならば、地球規模の国際社会は、より連帯主義的に見えると著述する。そして、ブザンは、「もしグローバル市場と、それに附随するあらゆる規則や制度が、現代の国際社会の一部をなす」のであれば、「国際社会は共存に限定されており、それ以上の発展の見込みは殆どもしくは全くない」という多元主義者らの議論は、疑問に付されることになりうると論じ、加えて、多元主義者が描く、国際社会の歴史についての「悲観的な解釈」に対しても、強烈な一撃が与えられることになるだ

(39) Buzan [2005] p. 119.

(40) Ibid., esp. pp. 123, 129-31.

(41) Ibid., p. 123.

ろうと彼は論ずるのである。⁽⁴²⁾

I.3.3 国際制度としての「貿易と市場」— B・ブザンの「国家間社会」論とその検討

さて、では国際社会における「経済」の要素について、どのように英国学派の理論枠組において理論化されるのか。ブザンは、著書『国際社会から世界社会へ?—英国学派の理論とグローバリゼーションの社会的構造』⁽⁴³⁾において、米国を中心とする国際関係論での「レジーム理論」(regime theory) や、A・ウェント (Alexander Wendt) の知見などを導入し、ワイトが示した「三つの伝統」論をさらに包括的で、より諸概念が整理されたパラダイムへと精緻化することを試みている。同書では、多元主義と連帯主義の国際社会概念のより精密な区分化と関連して、国際社会における「経済」の要素が議論されている。

彼は、ホッブズ主義的な「国際システム」・グロティウス主義的な「国際社会」・カント主義的な「世界社会」の三つの概念を、主体 (actor) の種別などに基づいて「国家間社会」(interstate societies)・「超国家的社会」(transnational societies)・「個人間社会」(interhuman societies)の三つの領域 (domains)⁽⁴⁴⁾ へと再構成・再整理する。⁽⁴⁵⁾ 「国家間社会」については、

(42) Ibid.

(43) Buzan [2004]

(44) Buzan [2004] esp. pp. 128-38, 158-60.

(45) なお、「国家間社会」は、英国学派が全般として論ずる、「国際社会」の定義と同様の意味をもった概念であるとされる (Buzan, Barry and Gonzalez-Pelaez, Ana (eds.) [2009] *International Society and the Middle East: English School Theory at the Regional Level*, Palgrave, p 26.). また、「超国家的社会」における政治主体について、ブザンは現代的な具体例として、アムネスティ・インターナショナル、あるいはアル・カイダを挙げている (Ibid.).

とくに次の5つのパターンを、最も多元主義的なタイプ（第一のパターン）と最も連帯主義的なタイプ（第五のパターン）とを両端とするスペクトル上に配し、概念化する。⁽⁴⁶⁾第一は、「多元主義的な国際社会」の極限として位置付けられる、「権力政治的」(*Power political*)な国家間社会である。これは、常に戦争の可能性があり、外交に必要な最小限のルールや制度のみが存在する、いわゆる英国学派の論ずる「ホップズ的な国際システム」の概念に相当する。第二は、諸国家が共存するためにルールや制度を発達させた、「共存」(*Coexistence*)型の国家間社会である。これは、近代ヨーロッパのウェストファリア体制を具体像とするものであり、英国学派において一般に議論される「多元主義的な国際社会」の概念に相当する。第三は、連帯主義的なタイプとして特徴付けられる、「協力的」(*Cooperative*)な国家間社会である。これは、諸国家の共存のルールや制度を超えて、さらに様々な目的のためのルールが発達した、「国際連合」が創立された世界大戦後の国際社会を具体像とするような、国家間での連携可能性が「共存」型よりも増大した国家間社会であり、同学派が議論する「グロティウスの国際社会」の概念に相当する。第四は、以上のパターンよりもさらに連帯主義的な社会とされる、「相近」(*Convergence*)型の国家間社会である。これは、一定の「価値」を共有する諸国家が、互いに同様の政治的・法的・経済的な体制や形式を採用しているような状態に適用される国家間社会の概念である。また第四の国家間社会において、さらに「政府間機構」(*intergovernmental organizations*)が追加された場合には、第五のパターンたる「連邦的」(*Confederative*)な国家間社会となると定義される。⁽⁴⁷⁾こ

(46) Buzan [2004] esp. pp. 159-60.

(47) なお、これらの国家間社会について、彼は、西洋の歴史的経験に即して議論しており、第一のパターンが古典古代ないし17世紀頃の西洋世界を、第二は18世紀から19世紀にかけてを、第三は20世紀中頃以降を、そして第

の第四および第五の国家間社会は、「連帯主義的な国際社会」の極限として位置付けられており、現代の「欧州連合」(EU)が具体的なそのモデルとして挙げられている。⁽⁴⁸⁾ EUに見出されうるカント主義的な自由の価値に基づく連帯主義は、第四と第五のパターンの社会を形成する一つの選択肢であり、イスラームや共産主義の価値に基づくものなど、選択肢はほかにもありうるとされる。

ブザンは、国際関係における経済の要素について、これらの国家間社会の概念を介して論じ、「貿易」(trade)と「市場」(market)を、主権・外交・勢力均衡などとともに国際社会つまり国家間社会を構成する「制度」(institutions)として提示する。⁽⁴⁹⁾ そして、現代の国際社会論においては、とくに「市場」が考慮に値する制度であるとされ、既存の英国学派の諸研究が重視してきた「勢力均衡」や戦争の制度と、「市場」との関係を、ブザンは自らの国家間社会の概念を用いて議論する。

第一に、「権力政治的」な国家間社会では、古代や古典的な時代の歴史的経験からして、同盟の形成に必要な所有権 (property rights) に関わる制度が存在しうるとされ、商人にこうした権利が認められることにより、「貿易」が制度として成立すると論じられる。⁽⁵⁰⁾ 第二に、「共存」型の国家間社会においては、「権力政治的」な国家間社会から、重商主義的な慣行や

四と第五は20世紀終盤から21世紀にかけての現代を、それぞれの国家間社会の具体像として想定したものであると、ブザンが論ずる事例などから推察される。

(48) なおブザンは、これら五つの国家間社会のパターン以外にも、「非社会的」(Asocial)な状態を、第一の「権力政治的」な国家間社会よりも極度に国家間の社会性が薄れたものとして付置している (Buzan [2004] p. 159.)。

(49) Buzan [2004] esp. p. 184.

(50) Ibid., p. 191.

原理が継承されるものの、より洗練された経済制度が作り出されうるとされ、そうした制度として具体的には、19世紀のヨーロッパでの「金本位制」(the Gold Standard)が挙げられている⁽⁵¹⁾。また第三の「協力的」な国家間社会では、第二のモデルで成立する「貿易」に関するルールや制度が持続される。そしてこの第三のパターンでは、例えば国連憲章に示されているように、国際的な制度としての「戦争」が、自衛権などの要件をかけられて制約されることにより、結果として、国家間社会を維持する国際的な制度としての「戦争」と「勢力均衡」の重要度がともに下げられる、つまり「格下げされる」(downgrade)ようになるとされる⁽⁵²⁾。さらに、国家間社会において制度としての「勢力均衡」が格下げされるのか否か、およびいかにしてそれが格下げされるのかを考えるべく、現代の西洋における国家間社会を範として取り扱うならば、「市場」が注目すべき国際的な制度として位置付けられうると、彼は論ずる⁽⁵³⁾。

自由経済のルールを基本とする「市場」は、「貿易」以上の意味をもった原理的制度であるとされ、国家間社会の制度としての「勢力均衡」を必ずしも廃絶させるようなものではないとされる。しかし制度としての「市場」は、重商主義的なルールの下で勢力均衡が作用するときよりも、はるかに勢力均衡の作用を複雑化させ、相互に矛盾した事態を引き起こすとされる⁽⁵⁴⁾。彼は「重商主義」を、国際関係を「ゼロ・サム」の競争として認識し、国家の富・パワー・自立性の最大化を追求する立場として把握する⁽⁵⁵⁾。こうした重商主義の論理においては、勢力均衡の維持という視点から、保

(51) Ibid., p. 192.

(52) Ibid., p. 193.

(53) Ibid., pp. 193-4.

(54) Ibid., p. 194.

(55) Buzan [2005] p. 125.

護貿易など政府の経済への介入が許容されることになる。だが、自由な経済活動に基づく「市場」の論理においては、勢力均衡の観点から、他国との経済活動に政府が介入すべきとされる事態が生じて、それは自由経済に基づく市場の論理と背反することになるため、勢力均衡の制度は容易には作用できないことになる。彼はとくに、こうした事態を、「リベラリスト・ディレンマ」(the liberal-realist dilemma)と名付ける⁽⁵⁶⁾。リアリストないし「均衡化」(balancing)の論理では、後に自らが戦わねばならないかもしれない諸国と貿易し、それらに投資をすることは、そうした諸国家を強力にすることに繋がるため、賢い行いではないことになる。しかし、リベラリストないし「市場」の論理からすれば、市場経済の作用によって相互依存関係が成立し、戦いの可能性は低減できるとされる⁽⁵⁷⁾。この二つの論理に、政策決定者らは常に板挟みの状態となる。例えば、市場の論理に基づく「自由貿易」の発達が、かえって自国の弱体化や他国の強大化とそれに対する脅威認識を高め、均衡化の論理による「保護貿易」の必要を促すことになる一方、他方でその「保護貿易」の政策が、自由貿易を通じた「相互依存」の深化が平和的關係を進展させることを説く「市場」の論理と背馳することで、貿易摩擦や軍拡競争などの国際問題を発生させることになる。こうした循環的で相互矛盾的な諸事態において見出されるように、これら二つの論理は、一方が他方に対し政策上の問題を継続的に提起するのであって、よってここに、国際政治経済の政策決定における「ディレンマ」が生ずることになるのである。またブザンによると、この「ディレンマ」は、現代の西洋・日本・台湾と中国との関係において、最も明瞭に現れているとされる⁽⁵⁸⁾。

(56) Buzan [2004] p. 194.

(57) Ibid.

(58) Buzan, Barry and Wæver, Ole [2003] *Regions and Power: The Structure*

第四の「相近」型の国家間社会、および第五の「連邦的」な国家間社会では、とりわけ欧州連合（EU）を具体像とする、そのカント的でありベラルなバージョンにおいて、「市場」が、所有権・人権・民主制などと並ぶ「第一次制度」(primary institutions)⁽⁵⁹⁾ となるとされる⁽⁶⁰⁾。そしてこれらのパターンの国家間社会では、国家間での価値の共有や法的・政治的・経済的体制の共通化が進んでいるため、自由が共通の価値に位置付けられ、自由経済に基づく「市場」が秩序を維持し諸国の協調を促す制度として機能するとされる。「自由」の価値と自由な法や政治経済体制を諸国が共有すること、そしてそれらに基づく「市場」の制度的機能は、国家の「パワー」を維持し均衡化することの意味を失わせることになる。よって、国際的な秩序維持のための制度としての「勢力均衡」や「戦争」の重要度が、第三の国家間社会の場合以上に、これらのタイプの国家間社会では両者とも格下げされることになり⁽⁶¹⁾、こうした第四・第五のパターンの国家間社会においては、市場の論理と均衡化の論理とが対立するような、先の「ディレンマ」として描写される事態は発生しないことになる。そして、国際関係の様態が第五の「連邦的」な国家間社会へと接近するにつれて、国家間社会内の政治は、国際政治よりも「国内政治」に近いものへ変化するとされる⁽⁶²⁾のである。

of International Security, Cambridge University Press, p. 169; cf. Buzan [2004] p. 194.

(59) ブザンは、主権・外交・国際法・勢力均衡などといった、英国学派が語る原理的制度を「第一次制度」(primary institutions)と呼び、国連安保理・国際司法裁判所 (ICJ)・北大西洋条約機構 (NATO)・世界貿易機構 (WTO) などの、米国を中心として研究が行われているレジーム理論が語る、諸国家によって具体化され明文化された制度を「第二次制度」(secondary institutions)と呼んで区別する (Buzan [2004] esp. pp. xviii, 187.)。

(60) Ibid., pp. 194-5.

(61) Ibid., p. 194.

以上のブザンによる研究は、英国学派が展開する国際社会論に、国際的な制度としての「貿易」と「市場」を導入することの可能性や意義を論じており、同学派の視座や伝統を基点として、「国際社会における経済」の理論化を可能にしようとするものである。しかし、とりわけ以下の二点において、当該研究には限界がある。

第一は、現代の自由市場経済に対する、彼の楽観的な見通しの限界である。彼が第四と第五の国家間社会として論ずる際に、現代ヨーロッパつまり「欧州連合」(EU)をモデルとして明示し、彼はまた、21世紀の今日では重商主義とその変種たる「経済ナショナリズム」⁽⁶³⁾に対し、経済自由主義つまりリベラリズムが勝利したと主張している。だがまさにこのEUにおいて発生した、債務問題とユーロ圏全体の危機や、それに前後する世界的な金融危機は、ブザンが国際社会の今後の展望において強調した、EUや「自由な国際経済秩序」に内在する諸問題を顕在化させたのである。2000年代後半からの世界金融危機や欧州債務問題は、同年代の前半に論考したブザンには与り知らない事態であったと言え、「時代制約」という点での彼の議論における限界であると言えよう。ブザン本人が明示していたように、英国学派の初期の中心的人物であるワイトやブルらもまた、「冷戦期」という時代制約の条件下で国際社会を論議したのであり、彼らが経済ではなく軍事や外交などに関心を寄せたこと、また地域的なブロック秩序よりも世界秩序の可能性を志向したことは、世界が分割され核戦争の恐怖に晒されていた彼らの時代状況にあっては当然であった。時代的な制約から完全に逃れることが出来ない以上、2010年代の日本において現今の国際社会を理論的に考えるとき、自由の価値やその秩序の可能性にのみ重心を置くことは困難となろう。

(62) Ibid., p. 195.

(63) Buzan [2005] p. 126.

第二は、先の点と関連して、プザンの議論の力点が地理的に制約されたものであることである。彼は国際社会ないし世界社会の理念型を議論し、独自の概念や術語（terminology）を用いて、包括的な国際関係の分析理論の確立を目指す。国家間社会の各パターン間での実践的な変移方法などについて詳論しているわけではない。彼は、均衡化と市場の論理の狭間での「ディレンマ」を指摘するが、同ディレンマを解消しうる価値の共有化や体制の共通化が進んだ第四・第五の国家間社会へと、他のタイプの国家間社会から移行する実際の具体的な方法については述懐していない。彼は、EU や欧州・中東などの地域への関心とその国家間社会の概念化の意義を示す一方で、自身が指摘するアジア太平洋地域の「ディレンマ」の問題については、深入りしていないのである。しかしながら現代日本では、この問題は国際政治経済を考えるうえで至極関心が寄せられうる難問であり、ここにこそ問題の所在があるとも述べる。とくに、日本の対米・対中関係において、顕著かつ明瞭にこの問題が現れ議論されている。米国や中国との経済的依存関係が深化するなかで、「市場」の論理に基づく、自由貿易の推進や経済連携の強化などの是非をめぐって、現代の日本では、「経済ナショナリズム」の視座や国家間のパワーの「均衡」を求める視点から、絶えず批判が加えられている。欧州のような「相近」型ないし「連邦的」な国家間社会と呼びうる国家間の社会的関係が成立しているとは言いがたい。アジア太平洋地域の現状において、「経済」の論理つまり国家間の自由な「市場」の論理と、「パワー」の論理つまり国家の自立や力の維持を求める「均衡化」の論理を、いかに接合して考えることができるのか。この問いが、現代の日本を取り巻く国際社会の政治経済論において、重要な研究課題となっているのである。

以上の二点を総合し整理するならば、自由市場経済のグローバル化を追求する、「市場」ないしリベラリズムの論理と、そのグローバル化に抗し

て国家のパワーを追求する、「経済ナショナリズム」の論理との間に発生しうる、実際上の問題に関して、ブザンの理論研究での考察は不十分であると言えよう。それでは、英国学派や国際社会論の視座より、上記の問いをいかに論考することが可能なのか。市場や経済の論理と、国家やパワーの論理とを、一方の論理に加担して他方の主張を棄却することなく、共通の価値や体制をもった諸国家から構成されていない、多元主義的な国際社会を維持し発展させる原則や原理へと、どのように組み込むことが可能であるのか。次章以降、この問いについて考究するため、「パワーと経済」の連関をつとに析出し、国際社会の持続と発展に関して論議した、英国学派の系譜や伝統における二人の重要人物、E・H・カーとデイヴィッド・ヒュームの国際政治経済論を詳解する。

英国学派の中心的人物であるワイトやプルらは、本章1節で見たように、大戦後の冷戦期にあつて、国際社会における「パワー」を議論していたが、本章2節で確認したとおり、彼らの議論において「経済」の視点は希薄であった。しかし、冷戦期以前の英国において論考を遺した、英国学派の思想的系譜に位置付けられうる人物らは、この「パワーと経済」の関係や実践的問題について、極めて重点的に論究し取り組んでいたものであり、そうした人物たちにブザンの研究では殆ど触れられていない。そして、そのような人物として取り上げられうる代表的論者こそ、20世紀の大戦間期に国際政治理論の古典的著作を発表したE・H・カーと、18世紀の極めて著名な哲学者・歴史家・政治経済学者であり、国際政治論の古典としてよく知られる勢力均衡論説を著したデイヴィッド・ヒュームである。彼らは、国際関係ないし国際社会における「パワーと経済」に関し、いかなる論議を展開していたのか。次のⅡ章と続くⅢ章では、国際社会における「パワーと経済」の論理を、英国学派の思想的な伝統や系譜を辿って、その「源流」

から再考することにしよう。

II E・H・カーの国際政治経済論

II.1 英国学派の系譜におけるE・H・カー

II.1.1 英国学派のメンバー問題とE・H・カーへの再注目

英国学派の系譜において、E・H・カーはいかに位置付けられうるのか。カーが英国学派に属するメンバー（Members of the English School; MES）であるのかという問題は、近年のA・リンクレーター（Andrew Linklater）とH・スガナミ（Hidemi Suganami）による研究が指摘するよう⁽⁶⁴⁾、英国学派の定義問題とも関連しており、この点を探ることは容易ではない。ブザンをはじめとして、T・ダン（Tim Dunne）やR・H・ジャクソン（R. H. Jackson）らは、カーを英国学派のメンバーに含めている一方、他方でスガナミやP・ウィルソン（P. Wilson）らはメンバーのうちに含めていない⁽⁶⁷⁾。同学派の定義を論じる現代の研究者は、第二次大戦後に設立された

(64) cf. Little [1998] pp. 59-60.

(65) Linklater and Suganami [2006] p. 15.

(66) Buzan, Barry [1993] “From International System to International Society: Structural Realism and Regime Theory Meet the English School”, *International Organization*, 47 (3), p. 328; Dunne, Tim [1998] *Inventing International Society: A History of the English School*, Palgrave, p. 13; Jackson, Robert H. [1996] “Is There a Classical International Theory?” in Smith, Steve & Booth, Ken & Zalewski, Marysia (eds.), *International Theory: Positivism and Beyond*, Cambridge University Press, p. 213.

(67) Suganami, Hidemi [1983] “The Structure of Institutionalism: An Anatomy of British Mainstream International Relations”, *International Relations*, 7 (5), p. 2363; Wilson, Peter [1989] “The English School of International Relations: A Reply to Shelia Grader”, *Review of International Studies*, 15 (1), pp. 54-5.

「英国国際政治理論委員会」の参加メンバーをもって主な学派の創始者とする傾向にあり、カーのような同委員会設立以前の英国の論者については、学派のメンバーに含めないことがある。だが、例えば、同学派史を研究するダンがつとに論ずるように、「カーは英国学派のうちにあった」などと⁽⁶⁸⁾して、英国学派の伝統や系譜においてカーが重要な影響力を持っているとする評価は少なくない。とくに、ブザンらを中心として英国のリーズ大学で取り組まれている英国学派の研究・アジェンダの一環として、ウェブ上で現在も随時更新されている「文献目録」(bibliography)では、カーはワイトやブルらと同様に「中心的人物」(Central Figure)と分類されている。⁽⁶⁹⁾

さらに、1990年代後半以降、国際政治学では「カー・リヴァイヴァル」と表現されうるカーに対する関心の高まりが起きており、この現象の大きな背景をなす第一の要因として、「英国の国際政治研究の独自性」の主張⁽⁷⁰⁾があるとされ、英国学派独自の歴史やその伝統を確認するなかで、カーが⁽⁷¹⁾再評価されてきているのである。

II.1.2 M・ワイトによる「現実主義者」との評価とその問題

しかし、現代の国際政治学において、これまでカーは国際社会を論ずる

(68) Dunne [1998] p. 38.

(69) English School Resources (Politics and International Studies, University of Leeds), <<http://www.polis.leeds.ac.uk/research/international-relations-security/english-school/>>, 2012年2月19日最終アクセス確認.

(70) 遠藤誠治 [2003] 『『危機の20年』から国際秩序の再建へ—E. H. カーの国際政治理論の再検討』『思想』945号, pp. 47-9.

(71) cf. Cox, Michael [2001] “Introduction” in Carr, E. H., *The Twenty Year's Crisis: An Introduction to the Study of International Relations*, Palgrave; 遠藤 [2003] p. 48.

英国学派の一員としてではなく、米国の国際政治学におけるハンス・モーゲンソーと双璧をなす古典的な「リアリスト」として、しばしば認知されてきた。このことは、英国学派の中核的な論者たるワイトの認識にも該当する。ワイトは、カーを「著名な現実主義者の一人」(one distinguished Realist)と評し、カーの高名な主著『危機の二十年—国際関係研究への序説』における、以下の記述を引用する。⁽⁷²⁾

政治は、二つの要素、すなわちユートピアとリアリティから成り立つが、これらは決して接することのできない二つの側面に属するものである。あらゆる政治的事態は、ユートピアとリアリティ、あるいは道義とパワー (morality and power) という、相互に相容れることのできない要素を含んでいる。⁽⁷³⁾

続けてワイトは、「彼の言葉が含意することは、パワーが現実であるのに対し、道義はユートピアであること、つまり「存在しない」ということである。カーは、道義とパワーとの間の実りある均衡や緊張を持っていないのである」と述べて、カーを「現実主義者」の伝統のうちに含めるのである。⁽⁷⁴⁾だが、カーは、「政治における道義とパワー」について、ワイトによる引用部の続きとなる同書の「政治の本性」(The Nature of Politics)と題された章で、以下のように論じている。

(72) Wight [1991] p. 16. (佐藤ほか訳 [2007] p. 20.)

(73) Carr, E. H. [1939] *The Twenty Years' Crisis*, Macmillan, pp. 118-9; Carr [2001] p. 87. (原彬久 訳 [2011] 『危機の二十年—理想と現実—』(岩波書店) pp. 190-2.)

(74) Wight [1991] p. 16. (佐藤ほか訳 [2007] p. 20.)

ユートピアとリアリティ、理想と制度、道義とパワーは、最初から国家のなかで分ち難く一体となっている。……政治から自己主張を排除して、政治体制をただ道義にのみ基礎付けることが可能だと夢見るユートピアンは、利他主義は幻想であって、あらゆる政治行動は利己主義に基づいていると信ずるリアリストとちょうど同じく、見当違いをしているのである⁽⁷⁵⁾。

すなわち、カーは「道義が存在しない」ことを論じていたわけではなく、道義とパワーの双方が、相互に切り離すことのできない政治の本質的要素であり、政治の理論と実践において⁽⁷⁶⁾、両者を無視してはならないことを説いていたのである。よって、ワイトによる先の引用部への注釈は文脈を無視したものであり、ワイトの解釈は、カーが『危機の二十年』で議論しようとした「リアリズムとユートピアニズム」の本旨を誤解した結果であると考えられよう。

II.1.3 政治における「パワーと道義」

カーの『危機の二十年』は、周知のように、大戦間期の「ユートピアニズム」（理想主義）に対し、「パワー」の論理から政治を視る「リアリズム」（現実主義）の視座から、批判的に考察を加えたものである。しかし、上述したように、同書はただリアリズムの意義を説くだけに留まるものではなく、政治学における「道義」の意義もまた同時に説くものであり、カーは、政治学において、リアリズムとユートピアニズムの双方の視点をもつことの重要性を強調していたのである⁽⁷⁷⁾。

(75) Carr [2001] p. 92. (原訳 [2011] pp. 196-7.)

(76) Ibid., (原訳 [2011] p. 197.)

(77) カーは、「政治学は理論と実践の相互依存を認識し、そのうえで構築

先述したとおり彼は「政治の本質的要素」を論じたのち、「国際政治におけるパワー」と「国際政治における道義」についてそれぞれ詳説してお⁽⁷⁸⁾り、またそうした道義の背景における「国際共同体」の存在とその概念⁽⁷⁹⁾についても、章節を割いて論じている。さらに道義とパワーの不可分性のみならず、「法とパワー」の表裏一体性⁽⁸⁰⁾を論じるなど、彼の同書の議論は、⁽⁸¹⁾「パワー」のみを国際政治の理解において至上の要素と見做すリアリズムの論理に限定されるものでないことは明らかである。

I章1節で引用した、現実主義（リアリズム）と合理主義の「パワー」をめぐる、ワイトが示した「権力」と「権威」の二つの概念では、まさに「パワー」とともにその「道徳的正当性」の有無が、概念を二分する軸となっていた。してみると、「パワー」と「道義」とを政治の本質における不可分の要素として議論するカーは、英国学派の理論枠組においても、純粋な現実主義ではなく、合理主義ないしグロティウス主義に近似する理論を講じていたと言えるのである。⁽⁸²⁾こうした点から、彼の『危機の二十年』は、ワイトやブルらの理論枠組や概念分析に見られるような、「パワー」

されなければならない。そして、その相互依存は、ユートピアとリアリティの結合を通じてのみ得られるものである」と述べている（Ibid., p. 14.（原訳 [2011] p. 45.））。

(78) Ibid., ch. 8 & 9.（原訳 [2011] 第八章・第九章）

(79) Ibid., ch. 9.（原訳 [2011] 第九章）

(80) カーは法と政治の不可分性について、「いかなる政治社会も法（law）なくしては存立できず、また法は政治社会以外においては存立できない」（Ibid., p. 164.（原訳 [2011] p. 340.））と約言する。

(81) Ibid., ch. 10.（原訳 [2011] 第十章）

(82) 『危機の二十年』でこのような議論を展開するカーはしかし、後に、実体的なルールを伴う「国際社会」の存在について否定的な態度を示しており（cf. Dunne [1998] p. 35）、国際社会の存在を認めるグロティウス主義者ないし合理主義者として、彼自身を規定することは困難であろう。

と「道義」あるいは法との結節点から国際社会のありようを論議する英国学派の理論的視座と、非常に近い視点を有するものとして把握可能なのである。よって、例え直截にカーを「英国学派のメンバー」(MES)に含めないとする解釈に立ったとしても、彼の論考は、少なくとも、権力政治の単純な「リアリズム」と、それに留まらぬ国際関係における道義や法の意味を論ずる、英国学派の国際社会論とを架橋しうるものであると言えよう。それでは、道義や法の視点を有するカーの『危機の二十年』において、パワーと経済はどのように論議されるのか。次節では、この点に迫ることにしよう。

II.2 パワーとしての経済 —『危機の二十年』の国際政治経済論

II.2.1 『危機の二十年』での「経済」の論点

カーの『危機の二十年』は、「経済」の視点を多分に含んだものであるが、英国内外の近年の代表的かつ主要な先行研究においては、前節にて概観した「ユートピアニズムとリアリズム」の論点や、国際政治理論の研究におけるカーの位置と意義、あるいはカーのロシア・歴史研究の含意などの点から主に読み解かれており、国際関係における「経済」や経済思想に関する彼の論考について、詳細に講究するものは管見の限り少数である。⁽⁸³⁾⁽⁸⁴⁾

(83) Jones, Charles [1998] *E. H. Carr and International Relations: A Duty to Lie*, Cambridge University Press; Haslam, Jonathan [1999] *Vices of Integrity: E. H. Carr, 1892-1982*, Verso; Cox, Michael (ed.) [2000] *E. H. Carr: A Critical Appraisal*, Palgrave; Cox [2001]; 遠藤 [2003]; 山中仁美 [2003] 「「E. H. カー研究」の現今の状況をめぐって」『国際関係学研究』29号; 山中仁美 [2009] 「国際政治をめぐる「理論」と「歴史」—E・H・カーを手がかりとして」『国際法外交雑誌』108巻1号; 三牧聖子 [2008] 「『危機の二十年』(1939)の国際政治観—パシフィズムとの共鳴」『年報政治学』2008巻1号

(84) 『危機の二十年』のテキストや彼の思想的来歴に即して、パワーの概

だが、カーの論考において、「経済」ないし経済思想は重要な論点であり、以下で詳細を見るように、『危機の二十年』を讀解するうえで欠くことのできないものである。

II.2.2 国際政治における「経済力」

カーは『危機の二十年』において、国際関係における「パワー」の内実の考察に際し、「経済」の論点を取り上げている。彼は国際政治におけるパワーとして、「軍事力」とともに「経済力」と「世論力」を提示し、これら三つのカテゴリーについて議論する。カーは、「パワー」として「経済」を論ずるのである。⁽⁸⁵⁾

同書の「経済力」についての議論では、19世紀から続く自由放任主義が批判され、歴史的にも「経済」というパワーは、国家の政治的な「パワー」として存在・機能しうるものであって、「軍事力」に結びつくものであることが論じられる。⁽⁸⁶⁾とりわけ第一次大戦では、「交戦国国民の経済生活が、政治的権威によって完璧かつ無情なまでに組織される」ことになり、よって現代ではいよいよ「経済的な武器は、軍事的な武器と対等の関係となった」とされるのである。⁽⁸⁷⁾

念や国際政治のありようについての議論とともに、カーにおける「経済」の視点を大きく取り扱うものとして、Hirst, Paul [1998] “The eighty years’ crisis, 1919-1999 - Power” in Dunne, Tim & Cox, Michael & Booth, Ken (eds.), *The Eighty Years’ Crisis: International Relations 1919-1999*, Cambridge University Press; 細谷雄一 [2005] 「『新しい社会』という誘惑—E・H・カー』『大英帝国の外交官』(筑摩書房) がとくに挙げられる。

(85) Carr [2001] pp. 105-20. (原 訳 [2011] p. 224-56.)

(86) カーは軍事力に続いて経済力を議論するにあたり、「経済の力は、軍事的な手段と結びつくことを通じてのみ、常に政治的なパワーの手段であり続けてきた」(Ibid., p. 14. (原 訳 [2011] p. 224.)) と述べる。

(87) Ibid., p. 107. (原 訳 [2011] p. 228.)

カーは、「経済は政治の側面として、適切にみなすべきである」ことを述べて、⁽⁸⁸⁾ 経済が「政策的手段」として利用されることや、⁽⁸⁹⁾ 「経済自立国家」(Autarky; 経済的自給自足) という政治目標について、⁽⁹⁰⁾ それぞれ論議する。前者について彼は、政策達成のための手段たる「経済的な武器」は、主として「資本の輸出」と「海外市場の支配」の二つの形態をとることを論ずる。⁽⁹¹⁾ そして、後者の「経済自立国家」との政策目標は、古来、「重商主義」の政策が目指すところとして知られるように、諸国が追求してきたものであるとされる。現代における国際的な交通網の整備や流通技術の発達、および大量生産方式の確立などは、完全な国際的自由放任主義がもたらす結果を受け容れ難いものにして、彼は、今日では「ある程度、経済自立国家へ向かうことを人為的に促進することは、秩序のある社会の存続にとって必要な条件である」と述べるのである。⁽⁹²⁾

まさに現今の、国際的な自由化が進められたグローバリゼーションの下で噴出している、「経済自立国家」への要求が、ここでは「秩序ある社会」の視点から肯定されているものと理解できよう。ブルを筆頭とする、国際秩序を議論する英国学派の国際社会論において、秩序維持の制度として「主権」や「国際法」などが論じられてきたが、カーの主張からは「経済自立国家」あるいは「経済的自給自足」もまた、国際社会を安定的に維持するための同様の制度として提起されうるとも考えられよう。

(88) Ibid., p. 110. (原訳 [2011] p. 235.)

(89) Ibid., pp. 114-7. (原訳 [2011] pp. 243-50.)

(90) Ibid., pp. 110-4. (原訳 [2011] pp. 235-42.)

(91) Ibid., p. 114. (原訳 [2011] p. 243.)

(92) Ibid., p. 111. (原訳 [2011] pp. 236-7.)

II.2.3 経済ナショナリズムの論理

カーはそして、この「経済自立国家」が社会的に必要とされることとならんで、これが「政治的なパワーの手段」でもあること、さらにそれは「まずもって、戦争のための準備を行う形態」であることについても論じている。⁽⁹³⁾ 彼は、18・19世紀の国際政治経済思想を振り返り、米国のアレクサンダー・ハミルトンや、ドイツのフリードリッヒ・リストらの議論を引用し、それらのなかに明確に見出される、保護貿易などを通じた「経済自立国家」の推進と「軍事力」の増強との密接な連動性について指摘する。⁽⁹⁴⁾

上記の議論のほかにも、彼はまた、「経済ナショナリズム (economic nationalism) が、それを実践する国にとって、必ず有害であると想定することは、全くもって軽率なこと」だと述べ、⁽⁹⁵⁾ さらに「あらゆる「勢力」 (every Power) が、その歴史におけるある時点で、そして概して長きにわたって、「自給自足の傾向」 ('autarkic tendencies') に頼ってきた」ことを看破する。⁽⁹⁶⁾ そうであるがゆえに彼は、19世紀において「自由放任主義」ないし経済自由主義が政治経済思想として支配的であったことの方が、寧ろ「異常」であったとして、⁽⁹⁷⁾ かつての重商主義、あるいは現代の「経済ナショナリズム」は、国際関係において等閑視できないパワーと経済の論理を提起していると議論するのである。

以上のカーの議論を総合すると、国際関係における「パワーとしての経済」は、とくに二つの関連する視点を国際社会論に提供することになろう。その第一は、「国際社会の秩序を保つ制度」として「経済的な国家の自立」

(93) Ibid., pp. 111-2. (原訳 [2011] pp. 237-9.)

(94) Ibid., p. 111. (原訳 [2011] p. 237.)

(95) Ibid., p. 53. (原訳 [2011] p. 121.)

(96) Ibid., p. 54. (原訳 [2011] p. 122.)

(97) Ibid., p. 107. (原訳 [2011] p. 228.)

が考えられうることであり、そして第二は、その「制度」はまた、「国家の軍事的伸張」をもたらすことである。両者は歴史的に、かつ現代でも容易に観察されうる現象である。前者は国際社会の秩序維持において必要であるとされるが、後者は「戦争の準備」という国際社会の秩序を攪乱しうる問題を生じさせる。両者の矛盾は解きほぐし難い問題であるが、パワーとルールとが共存しうる「国際社会」を重要視する英国学派の視座からは、いかに解法を見出すことができるのだろうか。次節では、カーの同時代における経済思想史の概略的な理解を参照して、彼が提示した「国際社会の持続」のための方策について見てみることにしよう。

II.3 「政治経済学」への回帰

II.3.1 ユートピアニズムとしての「自由放任主義」

「パワー」を構成する要素として「経済」を把握するカーはまた、『危機の二十年』において、両大戦の前後における当時の主要な「経済思想」が、国際関係認識の枠組を形成しており、その認識枠組が重大な国際関係上の問題を抱えていることを、繰り返し論じている。

『危機の二十年』にて一貫して提起される枢要な問いの一つは、国家間関係において、「利益の調和」をどのようにして実現するかというものであり、この問いについて、カーは次のように論じている。19世紀以来、とくにイギリスで影響力を有してきた「自由放任による利益の調和」を説く自由放任主義（つまり経済自由主義）を彼はユートピアニズムの思想的基盤として摘出し、それが、世界中に未開拓の土地などが残されており、植民地政策が行われた、領域的な「市場と経済の持続的な拡大」の可能性が確保されていた時代であったからこそ、成立しえたことを論ずる。だが、

(98) Ibid., ch. 4. (原訳 [2011] 第4章)

20世紀になり領土争奪戦の事態などが生ずると、「市場の領域的拡大」の可能性が減少して、「国際的な利益の調和」はやがて崩壊し、経済力などの「国力」（国家のパワー；national power）を、国を挙げて増強しようとする、「経済ナショナリズム」の現象が世界全体へと拡大していくことになったとされる。そしてユートピアニズムとしての「自由放任主義」の思想に基づいた国際関係理解の前提が、もはやリアリティを失っていることを、カーは炙り出すのである。⁽⁹⁹⁾

Ⅱ.3.2 「国家間の不平等」の認識—持続する「国際社会」の論理

カーは、「個人間の調和」を説く自由放任主義ないし経済自由主義が「国家間の調和」と現実的には結びつかないことを示すだけでなく、さらに彼は、「階級間の調和」を考えるマルクス主義もまた、「国家」を究極的な単位として捉え、「国家間の調和」という問題を取り扱っていないこと⁽¹⁰⁰⁾を、階級還元論的なマルクス主義解釈の立場から批判する。つまり、個人間や階級間ではなく「国家間の不平等」こそが、世界で争乱を生じさせるとされるのである。⁽¹⁰¹⁾カーは、19世紀の自由主義とマルクス主義という戦間期当時の有力な政治経済思想を取り上げて、双方ともに、国際関係の認識において上記の致命的な誤りを含むものだと批判するのである。

では、いかなる方法によって、「国家間の調和」や国際社会の維持が可能になるのか。その答えとなりうる示唆が、彼が問題視した「国家間の不平等」の視点より「国際共同体」（international community）の持続可能

(99) Ibid., pp. 57-9. (原訳 [2011] pp. 129-33.)

(100) Ibid., p. 210. (原訳 [2011] p. 429.)

(101) こうした視点からのマルクス主義批判は、国内での「権力闘争」の要因への注目などと合さって、「中ソ対立」などの共産主義国家間の紛争を説明する、一つの論理を提供するであろう。

性について考察する、以下の議論に見出される。

彼は、諸国家からなる「国際共同体」において、「(世界) 全体の利益」が「部分 (国家) の利益」に優先することができない点を問題とし、部分に対する全体の優先は、国際関係のみならずあらゆる共同体や道徳律の前提となる認識であるとする。⁽¹⁰²⁾カーは、「道義的な国際秩序」(international moral order) は、パワーの覇権 (hegemony) に基礎を置かねば成立しないが、そうした秩序が存続するためには、覇権を有する側の「譲り合い」(give-and-take) や「自己犠牲」(self-sacrifice) の要素が含まれていないと論ずる。⁽¹⁰³⁾そして、国際共同体に含まれる各国全てが、国際的な秩序や平和のために「貢献」すべきだとする見解を彼は斥ける。そうではなく、既存秩序より「最小の利益」しか得られない部分 (諸国) の側でも寛容になれるほど、同秩序から「最大の利益」を得る部分 (諸国) の方が「譲歩」(concession) をしなければ、この秩序 (全体) は維持できないと、カーは結論するのである。⁽¹⁰⁴⁾「国家間の不平等」を前提とするがゆえに、彼は、国際共同体 (国際社会) を道義的に維持する方法として、「持てる側の譲歩」を論じていたのである。

英国学派の歴史に関するダンの研究でも、「国際社会」の实在とその意義などを論議しようとするブルらとは異なり、カーは、「国家間の不平等」についての国際関係理解から、国家間の大規模な不平等を和らげることができていない既存の国際社会を、擁護しようとはしなかったことが明らかにされている。⁽¹⁰⁵⁾ヘゲモニーの存在を所与の前提とし、「国際社会における国家間の不平等」を問うたカーは、「道義」の観点から、既存秩序から利

(102) Carr [2001] pp. 150-1. (原訳 [2011] pp. 316-9.)

(103) Ibid., pp. 151-2. (原訳 [2011] pp. 320-1.)

(104) Ibid., pp. 152-3. (原訳 [2011] pp. 322-3.)

(105) cf. Dunne [1998] pp. 34-6.

益を得ている側の譲歩によってこそ、国際社会の持続が可能になると論じたのである。

II.3.3 政治と経済の分離不可能性—「政治経済学」の再考

19世紀以後の自由主義とマルクス主義という二つの経済思想が抱える、国際関係の認識をめぐる問題を析出したカーは、両思想が「政治と経済の分離」を各々の仕方で提起していることを批判する⁽¹⁰⁶⁾。そして、国際関係の認識枠組を糾して、国際政治における「経済」の位置付けや意味を探究するためには、「政治と経済の不可分性」の理解から、18世紀のアダム・スミスらが形成した「政治経済学」(political economy)への回帰が必要であると、彼は主張するのである⁽¹⁰⁷⁾。前章で詳解したブザンの研究においては、マニングやホワイト、プル、ヴィンセントら英国学派の創始者たちが、「国家のパワー (state power) を下支えするものの一つとして捉える以外には、経済を概して考慮しなかった」と端的に記述されている⁽¹⁰⁸⁾。だが、カーの「政治経済の分離不可能性」論では、そもそも「政治的なパワーと分離した経済というものはない」との理解が導出されているのであって、「国家のパワー」として経済の要素を十分に考察することが、国際関係を理解するにあたって重要であると見做されている。そしてカーは、後の論考『ナショナリズムとその後』(Nationalism and After)⁽¹⁰⁹⁾にて、1945年以後の戦後の国際秩序について経済の側面を踏まえ展望し、もはや以前の重商主義や自由放任主義に基づく秩序の存続は困難であるとしたうえで、今

(106) Carr [2001] p. 106. (原 訳 [2011] pp. 228-9.)

(107) Ibid.

(108) Buzan [2005] p. 117.

(109) Carr, E. H. [1945] *Nationalism and After*, Macmillan, pp. 46-7. (大窪 愿二 訳 [2006] 『ナショナリズムの発展』(みすず書房) pp. 68-70.)

後、国際関係において「経済ナショナリズム」をいかに統御するのが課題となると論じ、⁽¹¹⁰⁾ 国際関係における経済とパワーの緊張関係を表出させる経済ナショナリズムへの対応が、世界政治の枢要な課題であることを示唆している。

主権国家とその経済的自立は、「国際社会」を安定化させるだろう。だが、まさにその「主権」の制度と経済的な「自立」の追求が、「経済ナショナリズム」を介して保護貿易への傾倒や資源・エネルギーの争奪を巡る国際紛争を巻き起こすなど、国家間の連帯や平和的協力関係を崩壊させる危険性を帯びることになる。また、前節で示された「戦争準備へ繋がりうる国家の経済的自立の追求」の論理は、多国間でのナショナリズムの高揚な

(110) カーは、19世紀的な経済自由主義（レッセ＝フェールの個人主義）に對抗して「経済ナショナリズム」が発展してきたが、今やこれも個人の安全と福祉を脅かす（a threat to the security and well-being of the individual）ようになっていると論じる。そして、こうした大戦間期の経済ナショナリズムに対する批判は、それが用いた手段（このなかには、「単に制限的・侵略的なものにすぎない手段もあったが、国際貿易をはじめて計画化しようとした試みとしては賢明で必要な手段も含まれる」とされる）ではなく、そうした手段が用いられた「地理的境界が狭く、不適當であったこと」に向けられるべきであるとされる。したがって、彼は、「計画的な国民経済が多数並び立つことに内在する、社会的・国際的に崩壊を生じさせる諸傾向への解答は、計画化の破棄ではなく、国家的計画化の多国家的・国際的計画化による強化なのである」（Ibid., p. 47.）と明確に結論する。カーは「計画経済」の利点を受容し、経済ナショナリズムにより生じうる国家間紛争の危機などに対処するためには、その計画化の「国際化」が必要であると前掲書にて論じており、このような論説を著した以後、彼はとくにロシア（ソ連）研究へと傾倒することになるのである。しかし、経済の計画化に内在する問題が幾重にも見出されている現代において、カーの解答は、考慮に値するが容易に受け取られうるものではない。さらにまた、軍事・政治・経済的な「パワー」を有する諸国家が、互いに「主権」を越えて計画化を行うことは歴史的にも困難が付き纏うものであり、「国際的計画化」がいかに実現可能であるのか、いまは疑問に付されざるをえない。

どを通じて「軍拡競争」や武力衝突の発生に至ることも危惧される。前者の危険性は、「経済」の国家的追求が国家のパワーと結合した際に生じうる国際政治問題（保護貿易や資源獲得競争等の国際紛争）であり、後者の危惧は、「パワー」の国家的追求が経済部門と結合して引き起こしうる国際政治問題（軍拡競争や国際紛争の激化等）であると整理できるだろう。これらの諸問題の認識からは、国家の主権や政治・経済的なパワーを前提としつつも、国際紛争のエスカレーションを回避し、国際社会を持続可能にする方法とは何であるのかが問われよう。こうした問いに取り組むためには、カーの「政治と経済の分離不可能性」論で回避の必要性が示されていた、「政治経済学」について、英国学派が重視するルールと秩序に基づく「国際社会」の視点を伴って再考することが肝要となる。

国家の経済的自立の追求が、国際社会の安定化と不安定化の双方に結びつくという問題に、主権国家から構成される国際社会において、どのように応答することが可能なのか。この問題は、「多元主義的な国際社会のなかで、パワーと経済の関係をどのように考えるのか」という、本稿I章での問いに換言できよう。次章では、英国学派の思想的系譜や伝統における、多元主義的な国際社会論の「源流」として再評価が高まっており、かつ「国家のパワー」たる国力の理論や「経済ナショナリズム」の思想においても、その「源流」として評されている人物として、スミスに先んじて、まさに「政治経済学」を議論していたデイヴィッド・ヒュームに着眼する。国際社会において、パワーと経済の連関から生ずる、上記の問題をいかに考えることができるのか。ヒュームの法と政治の哲学を踏まえ、彼の国際政治経済の理解を分析することで、その考察を深める一助としたい。

Ⅲ デイヴィッド・ヒュームの国際政治経済論

Ⅲ.1 英国学派の源流としてのD・ヒューム

Ⅲ.1.1 ヒュームの哲学と思想についての再評価

デイヴィッド・ヒュームは18世紀ブリテン（スコットランド）の哲学者・歴史家であるが、⁽¹¹¹⁾日本における近代西欧政治思想史の研究において、例えばホッブズやロック、ルソーやモンテスキュー、ウェーバーやマルクスらほどに、ヒュームは高名ではなく、主として哲学や経済学の領域などにおいて、彼の著作に関する研究が行われてきた。だが、近年、様々な視点からヒュームの著述に注目する動きが日本においても持続的に活発になりつつあり、政治学を含め経済学・思想史・哲学・倫理学など、多分野での研究が一層進められ、その成果が顕著に示されているところである。⁽¹¹²⁾

国際政治学においては、英語圏を中心としてヒュームの論説「勢力均衡について」がよく知られており、同論には「勢力均衡論の近代における古典」などの評価が与えられてきた。⁽¹¹³⁾英国学派の論議においても、ワイトや

(111) ヒュームが著したテキストの本稿での取り扱いについて、次のとおり示す。『道徳・政治・文芸論集』(*Essays, Moral, Political, and Literary*; 以下, *Essays* と略記)のテキストについては, Eugene F. Miller の編集による1987年のLiberty Fund版を使用した。また, 『人間本性論』(*A Treatise of Human Nature*; 以下, *THN* と略記)のテキストは, D. F. Norton & M. J. Norton の編集による2000年のオックスフォード大学刊行版を, そして『道徳原理探究』(*An Enquiry Concerning the Principles of Morals*; 以下, *EPM* と略記)は, Tom L. Beauchamp の編集による1998年のオックスフォード大学刊行版をそれぞれ参照した。なお, 『人間本性論』については頁数ではなく, Norton & Norton 版の巻・章・節・段落番号を注記し, 『道徳原理探究』についても, Beauchamp 版の章・段落番号のみを記している。

(112) 象徴的には, 雑誌『思想』の2011年12月号において, 「デイヴィッド・ヒューム生誕300年」の特集が組まれていることが例示されよう(『思想』(岩波書店), 1052号)。

ハーバート・バターフィールドが彼の勢力均衡論に触れているなど、⁽¹¹⁴⁾ 国際政治研究において、ヒュームの名は同論説とともに語られてきた。

実は近年、「勢力均衡」論説に限定することなく、詳細にヒュームの国際関係についての理論を解き明かし、その意義を探る試みが英国の内外で展開されており、拙稿で詳しく紹介したように、⁽¹¹⁵⁾ ヒュームは英国学派の「源流」をなす理論を遺していたとして、英国学派の理論的枠組における再評価が高まりつつあるのである。

Ⅲ.1.2 英国学派の国際社会論におけるヒュームの位置付け

英国学派の国際政治学者ジェームズ・メイヨールは、ヒュームが国際社会論の研究者によって詳細に取り扱われてこなかったことを批判し、⁽¹¹⁶⁾ ヒュームの国家間正義（国際法）論を「現在の学界にある大概のものよりうまくできていて、新千年紀に進路を決めるための指針として有効である」と評する。そしてメイヨールは、ヒュームの議論を経験主義的な哲学・方法論⁽¹¹⁷⁾ に基づく、「多元主義的な国際社会理解の古典的擁護論」として評価する

(113) cf. esp. Seabury, Paul (ed.) [1965] *Balance of Power*, Chandler Publishing, p. 32; 高坂正堯 [1978] 『古典外交の成熟と崩壊』（中央公論社）； Sheehan, Michael [1996] *The Balance of Power: History and Theory*, Routledge, p. 4; Paul, T. V., & Wirtz, James J. & Fortmann, Michel (eds.) [2004] *Balance of Power: Theory and Practice in the 21st Century*, Stanford University Press, p. 29.

(114) cf. Wight [1991]; Butterfield and Wight (eds.) [1966] ch. 6.

(115) 岸野浩一 [2012] 「英国学派の国際政治理論におけるデイヴィッド・ヒューム」『法と政治』62巻4号

(116) Mayall, James [2000] *World Politics: Progress and its Limits*, Polity, p. 28. (田所昌幸 訳 [2009] 『世界政治—進歩と限界』（勁草書房）p. 54.)

(117) Mayall, James [2009] “The Limits of Progress: Normative Reasoning in the English School” in Navari (ed.), op. cit, pp. 210–4.

⁽¹¹⁸⁾のである。

さらに、古典派自由主義の国際関係理論などを研究する E・v・d・ハールは、ワイトによる「現実主義者としてのヒューム」との解釈を批判し、ヒュームが、国際法や勢力均衡などに国際社会を維持するための制度としての意味を見出す、「多元主義的な国際社会論の伝統」に位置付けられう⁽¹¹⁹⁾ることを明らかにしている。ハールはヒュームの著述を解釈し、「ヒュームのいう世界は自然法を補完する基本的な国際法によって規律された、独立国家からなる国際社会を伴うような世界」⁽¹²⁰⁾であると論ずる。ホップズ主義的な国際関係理解やカント主義的な変革に関する議論などと、ヒュームの国際関係思想とは距離があることを指摘するハールは、ヒュームを「多元主義的なグロティウス主義者」⁽¹²¹⁾と解し、さらに、英国学派を代表するブルが「ヒュームの伝統」⁽¹²³⁾に位置付けられうると論ずるのである。

(118) Mayall [2000] p. 28. (田所 訳 [2009] p. 54.)

(119) Haar, Edwin van de [2008] “David Hume and international political theory: a reappraisal”, *Review of International Studies*, 2008: 34, Cambridge University Press; Haar, Edwin van de [2009] *Classical Liberalism and International Relations Theory: Hume, Smith, Mises, and Hayek*, Palgrave Macmillan.

(120) Haar [2008] p. 238.

(121) Haar [2009] p. 54.

(122) その際、ハールは、ヒュームとマキャヴェリの政治思想を比較考察するフレデリック・G・ウィランの研究 (Whelan, Frederick G. [2004] *Hume and Machiavelli: Political Realism and Liberal Thought*, Lexington Books) を参照している (Haar [2009] esp. pp. 52-3.)。ウィランの研究では、ヒュームを「ソフト・リアリズム」(soft realism) ないし「現実主義的自由主義」(realist liberalism) に、マキャヴェリを「ハード・リアリズム」(hard realism) にそれぞれ位置付けており、ハールはこのウィランの用語法を英国学派の三つの伝統に置き換えて、ヒュームの思想的座標を探っている。

(123) Haar [2009] pp. 54-5.

Ⅲ.1.3 「経済ナショナリズム」としてのヒューム解釈

英国学派の「源流」として再評価が進められているヒュームはまた、「経済ナショナリズム」の思想的伝統における「源流」などとしても評価されている。「経済ナショナリズム」や国力論を研究する中野剛志は、ヒュームの思想を国力論の「源流」と解釈する。中野によれば、「国力」とは「ネイション (nation) の力」を意味し、国民共同体が有する「富を創造するパワー」つまり「能力」であるとして、「ステイト (state) の力」たる国家の法的・政治的権力つまり「支配力」と区別して概念化される⁽¹²⁴⁾。中野の研究は、A・ハミルトンやF・リストらへと継受される「経済ナショナリズム」の原型を、ヒュームの理論のうちに見出しており、ヒュームの政治経済論は、自由放任や方法論的個人主義などを旨とする「経済自由主義」とは、大いに異なる思想に基づくものとして解されている⁽¹²⁵⁾。

経済学においてヒュームは、中野の研究によれば、スミスとともに当時の「重商主義」を批判した「経済自由主義」の重要な政治経済学者として、一般に高く評価されてきたとされる。だが、「重商主義」は寧ろ、「方法論的個人主義」や「富の配分への関心」、さらに「ステイトと区別されるネイションの概念を持たないこと」などの点で、「経済自由主義」と共通するところが大きであって、ヒュームはこれらの共通点を共有してはおらず、同研究は彼を経済自由主義者でも重商主義者でもないとする⁽¹²⁶⁾。そしてヒュームは、「ステイト間での富の配分ではなく、富を自ら創造するネイションの能力」に主な関心を寄せる⁽¹²⁷⁾、「経済ナショナリズム」の理論を展開し

(124) 中野剛志 [2008] 『国力論—経済ナショナリズムの系譜』(以文社)

(125) Ibid., esp. pp. 14-5; 中野剛志 [2011] 『国力とは何か—経済ナショナリズムの理論と政策』(講談社) pp. 87-91.

(126) 中野 [2008] pp. 107-9.

(127) Ibid., p. 109.

たと解釈されるのである。

以上の評価に従うならば、ヒュームの政治経済理論は、多元主義的な国際社会論として定位されうるものであり、かつ重商主義とは異なる経済ナショナリズムの論理を含むものだと思われるのである。よって、カーが論じた経済ナショナリズムの国際的な政治経済における意味を再考するにあたり、ヒュームの国際政治経済論を検討することは欠かせないと述べるだろう。次節以降では、彼のテキストからその理論を解明する。

Ⅲ.2 国際社会におけるパワーと経済 —『道徳・政治・文芸論集』の国際政治経済論

Ⅲ.2.1 ヒューム『政治論集』における「パワーと経済」の論理

ヒュームは『政治論集』(*Political Discourses*; 後に、他の論説と共に『道徳・政治・文芸論集』(*Essays, Moral, Political, and Literary*)の第二部として統合)に所収の諸論説において、商業 (commerce)・奢侈 (luxury)・貨幣・利子・貿易・勢力均衡・租税・公信用 (public credit) 等についての政治経済論を展開していた。本節では、同『論集』の経済に係る論説を参照して、ヒュームが示した国際社会における「パワーと経済」の論理を確認する。

ヒュームは、カーと同様に「政治と経済の分離不可能性」を解し、国家のパワーと経済の関係を論じている。とりわけ「商業」(commerce)は、個人の富を増大させるとともに、安全保障に資する国家の力を提供しうるものであることを、ヒュームは議論する。彼はまた、政治経済を論ずる際、⁽¹²⁸⁾個人ではなく「国家」に、具体的にはブリテンやフランス、トルコや中国

(128) Hume, “Of Commerce” in *Essays*, pp. 253-67.

などといった「ネイション」(nation)に焦点を当てている。これらの点からは、先に見た中野の研究だけでなく、森直人による最新の先行研究でも強調されているように、「利己心」のみを基盤とする「方法論的個人主義」⁽¹²⁹⁾を採る経済自由主義などとは確かに異なる思想が示されていると言える。

加えてヒュームは、「貿易収支」(balance of trade; 貿易差額)についての論説にて、「外国商品に課される関税のすべてが、有害ないし無益だとみなされるべきではない。ただ嫉妬に基づくものだけが有害無益なのである」と述べており、⁽¹³⁰⁾関税政策も自国産業の奨励や保護などの条件付きではあるものの容認している。さらに、財貨の輸出を禁止し貨幣流出を防ごうとする重商主義的政策への批判を展開する、同論説の末尾では、「政府(government)は、その国民(people)と製造業(manufactures)を注意して保持すべき大きな理由がある」とも簡単に論じられている。⁽¹³¹⁾そのため一見すると、国民とその産業の維持発展にこそ政府は尽力すべきであって、その目的達成のためには自由貿易を拒む場合があると主張する、まさに「経済ナショナリズム」の論理として、ヒュームの貿易論を解釈することができるとも思われるかもしれない。確かに、ヒュームの議論は、国家の「パワーと経済」の結合についての認識を示しているほか、完全自由貿易を論ずるものではないため、⁽¹³²⁾単純な経済自由主義の議論として範疇化されるものではない。だが、「ネイション」を基点とする政治経済論であると

(129) 森直人 [2011] 「利己的な情念と利他的な情念—ヒュームと自己利益の問題に関する試論—」『思想』1052号

(130) Hume, “Of the Balance of Trade” in *Essays*, p. 324.

(131) *Ibid.*, p. 326.

(132) cf. Skinner, Andrew S. [1993] “David Hume: Principles of Political Economy” in Norton, David Fate (ed.), *The Cambridge Companion to Hume*, Cambridge University Press, p. 244.

解釈することには、困難が伴う。その理由は以下のとおりである。

III.2.2 国際経済における「国家」の論理

ヒュームは、「富の原動力」としてのネイションの重要性を主張しているわけではない。彼が個人の富と国家の力との連動を論ずるとき、富の原動力としての「ネイション」の力を議論していたわけではなく、寧ろ主権者の軍事力ないし権力を含意する「ステイト」の力を論じていたのである。商業論においては、「私人が、自らの交易関係（trade）と富を所持するにあたり、公権力（the power of the public）からより大きな安全保障（security）を受け取ることと同様に、国家もまた私人の豊かさと同様な商業の程度に比例して、強大となる」と述べられており、ヒュームは、経済的發展と軍事力などの「ステイト」の力との連関を論じているのである。中野の研究では経済ナショナリズムの定義において「ネイションとステイト」の分離が前提とされているが、ヒュームはここで、私人の「経済」と安全保障に関わる「ステイト」のパワーとの相互連関をこそ論じていたと、指摘できるのである。

ところが、かえって以上の解釈によれば、ヒュームは、関税政策を許容するとともに、安全保障を担保しうるステイトの「パワー」と、国際的な「経済」との関連を論じていたことになり、国際政治問題、つまり前章でも指摘した、「経済とパワー」の結合や連動による、国際紛争や商業戦争の勃発、領土・エネルギーの争奪戦の激化、帝國的拡大政策やブロック政策を含む保護貿易政策の応酬など、「経済」の国家的追求がパワーと結合した際に引き起こしうる諸問題を、ヒュームがどのように取り扱っているのかが問われることになろう。これら国際関係の「経済とパワー」をめぐ

(133) Hume, “Of Commerce” in *Essays*, p. 255.

る問題に関し、いかにヒュームは議論しているのだろうか。

Ⅲ.2.3 経済に関する「国際社会」の原理

ヒュームは、第一に、経済活動による富の増大がステイトの力に結びつくと論ずる一方、他方で主権者の力を抑える論理もまた、同時に示している。彼は「主権者 (the sovereign) の野望は諸個人の奢侈 (the luxury of individuals) を侵害するに違いないが、それと同様に、諸個人の奢侈は主権者の力を減退させ、その野望を監視する (check) に違いない⁽¹³⁴⁾」との推論を示し、これは歴史と経験に基づくものであると述べて、「国家の偉大さ (the greatness of the state) と臣民の幸福 (the happiness of the subject) との間の緊張関係」を彼は描き出す⁽¹³⁵⁾。さらに進んで、彼は、「個人を貧しくすることで、国家を強大化しようとする政策は乱暴である」と述べるな⁽¹³⁶⁾ど、同論説で繰り返し、経済活動に関して「国家のために個人を犠牲にすること」が国家の偉大さとは大抵の場合結びつかず、商業社会における個人の経済的発展が国家強大化のためにもなることを論じている。こうした「商業社会の擁護」論が、彼の経済とパワーの連関論の本旨だと解釈されるのであり、「国力 (national power) の増強をいかに図るべきか」などの、経済ナショナリズムの問いを基軸として、彼は議論しているわけではない⁽¹³⁷⁾。

(134) Ibid., p. 257.

(135) Ibid.

(136) Ibid., p. 260.

(137) なお、ここでさらに指摘されるべきことは、商業論説の最後部でヒュームが、「あらゆる国民が享受する財や所持する物が少なければ少ないほど、彼らの間に不和が生ずることは少なくなるであろうし、また外敵 (foreign enemies) から、あるいは互い (each other) から自らを保護し防衛するための、安定した治安機構や規則に準じた権威をもつ必要性も低くなる」

第二に、自国産業のために保護貿易を容認するヒュームは、「国家 (state/nation) の増強」の視点からではなく、「人間本性」の原理から経済全般を論じていたのであって、その原理に従えば、寧ろ自国側の問題を棚上げしたような保護貿易政策が批判されることになると、彼は論じているのである。ヒュームの経済思想に関する主要な先行研究が明確に議論しているように、⁽¹³⁸⁾ 富を生産する原動力について彼は、ネイションではなく「勤労の精神 (spirit of industry)」をその原理として論じている。「貿易収支」論説を発表した後に『論集』へと追加された⁽¹³⁹⁾、「貿易の嫉妬」(the

(Ibid., p. 267) と論じている点である。彼の正義論でも、富を多く持たない小規模の社会では統治機構が必ずしも必要とはされないことが述べられており (cf. Hume, *THN* 3.2.8.1), 上記と同様の認識が示されている。こうした論理からは、商業発展によって国民の財産が増大すると、それをめぐり生ずる不和が増大し、したがって国内外の安全保障を担う統治機構の必要性もまた増大しうることに、ヒュームは自覚的であったことが示唆される。経済発展は公務や軍事に転用可能なステイトの力を増大させるだけでなく、安全保障のためにその増大を「必要」ともするのであって、ヒュームの認識において、商業発展と安全保障の必要性とステイトの力は連続し比例するものであると把握されているのである。この連続性の認識は、経済ナショナリズムが抱える「国力増大による国際紛争の招来や激化」などの問題を透視することを可能にするであろう。次節で論ずるように、ヒュームは、「勢力均衡原則からの逸脱」に対する批判などによって、そうした問題に応答していたものと考えられる。

(138) ヒュームの経済論については膨大な研究や評価が存在するが、ここではとくに、重要な分析と解釈を含むものとして、Rotwein, Eugene [2007] “Introduction” in David Hume, *Writings on Economics*, Rotwein, Eugene and Schabas, Margaret (eds.), Transaction Pub, 田中敏弘 [1971] 『社会学者としてのヒューム—その経済思想を中心として』(未来社), 坂本達哉 [2011] 『ヒューム 希望の懐疑主義—ある社会科学の誕生』(慶応義塾大学出版会)を参照のこと。

(139) この追加執筆の背景として、「貿易収支」論説で批判の対象となった、重商主義的な「貿易差額説」と関わる「嫉妬」の問題だけでなく、「もう

jealousy of trade) についての論説では、各国民のうちに「勤労の精神」が維持されているならば、国家間での自由な通商の結果、ある産業部門の需要が減少したとしても、容易に他の産業部門へと転換されうると論じている。⁽¹⁴⁰⁾ また、一国が他国よりも自然的条件などにより有利であった製造業を失う事態が発生したとしても、非難されるべきは、他国民の「勤労」ではなく、自分たちの「怠惰」(idleness) や自国の「悪しき政府」(bad government) であると述べるなど、彼はとりわけ人間本性における「勤労」などの原理から、原則的に自由貿易を肯定し、保護貿易政策の制限を論じているのである。

そして第三にヒュームは、自由貿易政策が周辺諸国でも行われることで、各国が「競争心・模範・指導 (emulation, example, and instruction)」を欠くことで衰退し、他の諸国と共に、惨めな状態に陥ってしまう危険性から逃れることができると論ずる。⁽¹⁴¹⁾ そのうえで、当の「貿易の嫉妬」論説は、しばしば引用される以下の有名な言辞で締め括られる。

私は、単なる一人の人間としてだけでなく、ブリテンの臣民の一人としても、ドイツ・スペイン・イタリア、さらにまたフランスの商業の繁栄を願っている。私が少なくとも確信するところでは、グレート・ブリテンとそれらすべての国々 (all those nations) がさらに繁栄しうるかどうかは、これら諸国の主権者や大臣ら (their sovereigns and ministers) が、こうした寛大で慈愛的な心持を取り入れるかどうか

一つの商業国家間での嫉妬」の問題として「近隣国の経済を犠牲にしなれば、自国の繁栄はありえない」とする見解を取り除く必要があると (Hume, "Of the Jealousy of Trade" in *Essays*, pp. 327-8), ヒュームが認識していたことが挙げられる。

(140) Hume, "Of the Jealousy of Trade" in *Essays*, p. 330.

(141) *Ibid.*, p. 331.

にかかっている⁽¹⁴²⁾のである。

以上のヒュームの言説からは、国力の増強による国際紛争等の発生を考慮しない、国際政治の論理を軽視した一方的な経済ナショナリズムの論理ではなく、⁽¹⁴³⁾諸国家のパワーの存在を前提としつつも、諸国相互が、国際秩序の維持と相互の共存と発展を目指す「国際社会」の論理こそが、明らかに見出されるのである。ヒュームは人間本性における「勤労」などの原理から、保護貿易の条件付きの擁護⁽¹⁴⁴⁾と自由貿易の肯定を論じていた。つまりこの原理からは、経済ナショナリズムが主張する「自国産業」を保全し促進する政策への肯定が導き出されると同時に、過剰な自国経済の保護が呼び寄せうる、国際的な紛争や問題を回避するための論理もまた、導き出されるのである。しかも、以上の国際経済論は、人間本性における「競争心」や「模範」などの観点により、自国だけでなく諸国の全体に適用されるべきであるとする、「国際社会」⁽¹⁴⁵⁾の視点から説かれている。ここには、「経済」の国家的追求がパワーと結合することによって発生しうる国際紛争を抑制する、「国際社会」における経済政策の人性論的な原則が示されているのである。

さて、ヒュームは「パワーと経済」の連動性や、経済発展が国家の力を

(142) Ibid.

(143) この点について、坂本達哉によるヒューム研究は、「理性的根拠のない貿易ナショナリズムに発する関税だけが、有害無益」であるとヒュームが強調していたことを明らかにしている（坂本 [2011] p. 234.）。

(144) ヒュームは具体的に、「ドイツのリンネルに対する課税は、国内製造業を奨励し、それにより我が国の人口や勤労（people and industry）を増大させる」（Hume, “Of the Balance of Trade” in *Essays*, p. 324）と述べている。

(145) ヒュームの議論では、「諸国家の社会」（the society of nations）との表現が使われている（cf. esp. Hume, “Of Public Credit” in *Essays*, p. 355）。

増大させることを論じていたが、国家のパワーの増強は、軍事力の国際競争たる「軍拡競争」や「戦争の準備」の問題へと連結しうるものと考えられる。前章でも指摘したパワーと経済の連関によるこの問題と、ヒュームはどう格闘していたのか。本稿の最後となる次節では、当該の問題に答えるヒュームの示唆を析出するとともに、本節で示された解釈を敷衍し、彼の国際社会論の特徴について概観することにしよう。

III.3 均衡と自製の政治経済学

III.3.1 均衡のための「自制」—国際社会の理論としての「勢力均衡」論

ヒュームは、著名な「勢力均衡」⁽¹⁴⁶⁾についての論説を中心に、国際政治に関する論考を残しており、これと経済論説とをどのように解するか⁸、彼の国際社会論を理解するうえで課題となる⁽¹⁴⁷⁾。この課題に取り組む考察として、思想史研究における I・ホントの高名な論考『貿易の嫉妬』(*Jealousy of Trade*)⁽¹⁴⁸⁾にて示唆された経済論と勢力均衡論との関係を土台としつつ、

(146) Hume, “Of the Balance of Power” in *Essays*, pp. 332-41.

(147) なお、ヒュームの政治学を主題とする英米圏の重要な諸研究は、国際政治や「勢力均衡」について項を設けて詳述していない (cf. Forbes, Duncan [1975] *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge University Press; Stewart, John B. [1963] *The Moral and Political Philosophy of David Hume*, Greenwood Press; Miller, David [1984] *Philosophy and Ideology in Hume's Political Thought*, Oxford University Press; Whelan, Frederick G. [1985] *Order and Artifice in Hume's Political Philosophy*, Princeton University Press; McArthur, Neil [2007] *David Hume's Political Theory: Law, Commerce, and the Constitution of Government*, University of Toronto Press; Hardin, Russell [2007] *David Hume: Moral and Political Theorist*, Oxford University Press; Schabas, Margaret & Wennerlind, Carl (eds.) [2007] *David Hume's Political Economy*, Routledge.)。

(148) Hont, Istvan [2005] *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, Belknap. (田中秀夫 監訳 [2009] 『貿易

ヒューム社会思想の解明において勢力均衡論などに見られる国際関係認識が重要な要素となることを明らかにした、森直人による最先端の研究が挙げられる。⁽¹⁴⁹⁾ 森の研究が詳しく解釈しているように、ヒュームは、「自由貿易や国際正義」の意義とともに「勢力均衡や国家理性」の意味もまた論じている。⁽¹⁵⁰⁾ 同研究では、ヒュームの勢力均衡論についての主要な先行研究を視野に入れて、⁽¹⁵¹⁾ 「戦時公債累増」と「勢力均衡政策」⁽¹⁵²⁾ との関わりの叙述や、

易の嫉妬—国際競争と国民国家の歴史的展望』（昭和堂）なお、ホント『貿易の嫉妬』論の読解によって、思想史の視座から「経済ナショナリズム」と国家理性の論議を抽出し検討する、最新の経済学史研究として、伊藤誠一郎 [2012] 「経済ナショナリズムと国家理性論についての再検討—『貿易の嫉妬』にみるリアリズムの意味—」『経済学史研究』53巻2号を参照。同論では、中野剛志や森直人の研究、および岸野の議論を含む、近時の日本における政治経済学の領域でのヒューム研究が紹介されている。

(149) 森直人 [2010] 『ヒュームにおける正義と統治—文明社会の両義性』（創文社）

(150) 高坂正堯 [1978]; Robertson, John [1993] “Universal monarchy and the liberties of Europe: David Hume’s critique of an English Whig doctrine” in *Political discourse in early modern Britain*, Cambridge University Press; Whelan, Frederick G. [1995] “Robertson, Hume, and the Balance of Power”, *Hume Studies*, XXI No. 2; 高橋和則 [2003] 「国際秩序思想としての勢力均衡—思想史的考察—」『法學新報』110巻3・4号; 高橋和則 [2004] 「ヒュームにおける国際秩序思想」『政治思想研究』4号; 森直人 [2006] 「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の二面性について」『調査と研究』32号; 森直人 [2007] 「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の総合性について」『経済論叢』179巻2号

(151) 但し、森が整理する先行研究のなかには（森 [2010] 7章）、ワイトやメイヨール、ハールらといった英国学派の視点からのヒューム解釈は含まれていない。

(152) 勢力均衡論の意義を含意しつつ、ヒュームの経済論を解明した邦語での代表的研究としては、森による最新の研究のほか、北村裕明 [1981] 「D. ヒュームと国家破産」『経済論叢』128巻1・2号; 竹本洋 [1990a] 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論 (1)」『大阪経大論集』196号; 竹

そこに見出される、戦争を含意するヒュームの「現実的な国際関係認識」などが議論されている。

ヒュームは「勢力均衡」の論説において、各国の権利を奪う「世界帝国」の出現の阻止を目的に据えながら⁽¹⁵³⁾、18世紀当時の戦争におけるブリテンの「勢力均衡原則」に基づく行いを称賛する。しかしまた間髪を入れずに彼は、戦争継続に加熱するブリテンを戒めるべく、「我々の熱情は、寧ろ、幾分かの緩和（moderation）を必要としているように思われる」と警鐘を鳴らすのである。⁽¹⁵⁴⁾

勢力均衡原則を逸脱した「過剰な戦争遂行」を回避するための「緩和」が必要とされる具体的な理由として、ヒュームは大きく三つの問題を論じるが⁽¹⁵⁵⁾、それらは全て「国債」の増大に関わる問題である。「戦時公債」（国

本洋 [1990b] 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論 (2)」『大阪経大論集』197号；田中秀夫 [2002] 『社会の学問の革新』（ナカニシヤ出版）が挙げられる。また、経済学史の観点による田中敏弘の研究では、「『勢力均衡について』は……貿易差額論との関連で読まれるべきであり、そこでヒュームが述べている国際経済関係の視点を、勢力均衡という国際政治の側面から補強するものと言ってよい」（田中敏弘 [1984] 『イギリス経済思想史研究—マンデヴィル・ヒューム・スミスとイギリス重商主義—』（御茶の水書房）p. 104）と明言されている。

(153) Hume, “Of the Balance of Power” in *Essays*, esp. pp. 337-8.

(154) *Ibid.*, pp. 338-9.

(155) その三つの問題は次のとおりである。第一は、過度の熱情ではない冷静な「賢明な観点」を喪失していることにより、各戦争において和平条約をより早く締結できたであろう諸々の機会を逸してしまったため、対仏戦争の遂行とそのために発行された戦時公債の過半数が、敵国の野心にではなく、ブリテンの加熱に起因していることである。第二は、ブリテンの熱情のゆえに、同盟諸国がブリテンの軍隊や戦費をあてにし過ぎており、結果としてやはり和平が遅延したということであり、そして第三は、同盟国（オーストリア）への支援を行う戦争に加熱するあまり、最終手段とされるべき国債の制度が既に許されてしまっていることである（*Ibid.*, pp. 339-

債)の累増が、国家破産と、勢力均衡政策の放棄による国防不能化の危機を招くと議論するヒュームは、⁽¹⁵⁶⁾ 自国たるブリテンのために、勢力均衡の原則から、戦争遂行の「自制」を求めているのである。

ヒュームは、勢力均衡論説と経済論説とともに、軍備拡張や戦争準備による国際的緊張の高まりの問題を特定して論じているわけではない。だが、以上の議論は、「自国」の利益の点から、「勢力均衡原則」を逸脱した過剰な戦争遂行とそれを可能にする公債発行を批判していたと解されるのであり、勢力均衡は、他国の勢力伸長を阻止する原理であると同時に、過剰な戦争遂行とそれによる英仏間での相互の敵視が強まることを緩和すべく、ブリテンに「自制」を求める原理でもあると、ヒュームは認識していたと考えられる。勢力均衡の原則は、パワーと経済の結合が、主権者らの野心を伴い、世界帝国の出現や「他国の征服」などに発展することを防止する。そしてその均衡の原則に基づいた「自制」の論理がなければ、他国の征服から身を守るための勢力均衡の原則そのものが機能しない。このように彼は論じていたのである。ヒュームの勢力均衡の原理は、本稿I章で確認した現実主義的な「銀行収支」や合理主義的な「均等な配分」などを意味する、ワイトが整理した「勢力均衡」の諸概念とは異なるものであり、「自制」を含み持つ論理として特異化されうるものである。

Ⅲ.3.2 均衡と「自制」の世界—国際社会における国家の「均衡」と「自制」

勢力均衡論説に見出された、「均衡」の原理とそのための「自制」の論

40)。

(156) Hume, “Of Public Credit” in *Essays*, pp. 349-65. なお、公債累増の問題と、その国際関係における含意などについては、森の研究がつとに明らかにしている(森 [2010] 8章)。

理は、他の政治経済論説や彼の書簡などでも、多角的に析出されうるものである。先に参照したヒュームの貿易論説なども、勢力均衡論説と同様、自国と他の諸国双方のために、理性的根拠のない嫉妬心を基礎とする種々の貿易障壁をなくすとともに、「勤労」の原理の下で製造業の維持を目的とする各国政府の関税政策を肯定するなど、人間本性に基づいた国家間の経済政策上の「均衡」と、自国たるブリテンを含む各国の「自制」をも説くものであった。そして、勢力均衡と貿易の問題の双方において、まず自国たるブリテンの過剰な情念を鎮静化すること、すなわち「自制」をヒュームは求めていたのである。彼は自国たるブリテンの拡大政策批判を通じて「自制」の必要性を説きながら、⁽¹⁵⁷⁾ 諸国間の政治的・経済的な「均衡」を重

(157) 「勤労」のみならず、「競争心」や「模範」の人間本性的な原理から、諸国における自由貿易の利点を説明するヒュームの国際経済論は、現代の国際経済政策を考えるにあたり示唆的な、「均衡」の論理を提供している。自由貿易は同等の経済的・技術的水準国間だけでなく、全ての国家に利点があることを例証すべく、ヒュームは、先進国の技術を後進国が「模範」とすることを挙げていた。だが、先進技術を「模範」とすることは、現代では明らかに「知的財産権」の問題に抵触する。また、「勤労」や「競争心」の人間本性を注視する彼の政治経済論は、国内を含む各種の経済政策に関して適応されるものであり、「自由」や「公平」、または「成長」や「国力」などといった現代における理念的で抽象的な経済政策の目標とは、次元の異なる政策原理について議論するものである。現代の日本や欧米諸国などでしばしば当然視されている法的枠組や政策目標において、経済的関係の「均衡」の維持と背反する特権などを許容し、また実際に経済を支える基盤的な「人間本性」を破壊する傾向性が内在しているかもしれないこと、そしてそれらが、我々の時代でもなお問題でありうることなどの認識が、ヒュームの政治経済論を読解することにより再発見されうるかもしれない。

(158) ヒュームは、例えば、フランスに対する過度な嫉妬心 (jealousy) と憎しみが、自国の商業の障壁や妨げとなっていることを批判的に述べている (Hume, "Of the Balance of Trade" in *Essays*, p. 315)。

(159) またヒュームは、書簡の中で (Hume, Letters 420, 434, 454, 458, 509-

視する政治論や貿易論を展開していたと解されるのである。

そして彼は、「完全な共和国」についての考察のなかで、「掣肘と均衡」(check and balance) に則った政治体制を実現可能な理想像として提起し⁽¹⁶⁰⁾ており、同論説の末尾では、「勢力均衡」の原則と同様の「国際的な領土拡張」への原理的な批判が、以下のように示される。

広範な征服 (extensive conquests) が実行されれば、いかなる自由な統治機構も滅亡せざるを得ない。……よってそのような完全な国家は、征服に反対する基本法 (a fundamental law against conquests) を創設すべきである。⁽¹⁶¹⁾

政治体制における均衡の議論において、「征服に反対する基本法 (憲法)」の必要性が主張されていることは、まさにヒュームが⁵、「均衡と自制」の原理とその重要性を強調していたことを物語るものである。ヒュームにおけるこの首尾一貫した「均衡」と「自制」の論理は、先行するヒューム研究の一般的な諸解釈では必ずしも明確に析出されていないが⁽¹⁶²⁾、彼の国際政

511, 514 in Greig, J. Y. T. (ed.), *The Letters of David Hume* (2 vols.), Oxford University Press), アメリカやインドなどの「植民地の独立」に多大な賛意を示し、勢力均衡論説と類似した論理等を用いて、ブリテンの重商主義的な当時の対植民地政策を批判している。

(160) Hume, “Idea of a Perfect Commonwealth” in *Essays*, pp. 512-29.

(161) *Ibid.*, p. 529.

(162) 先行研究において、ヒュームが国際関係における「貿易の均衡」と「勢力均衡」を連関させて議論したことや、国家内部の「権力の均衡」の視点から、国王と議会の分離による混合政体や、理想像とされる共和国の政治体制などについて論じていたことは、しばしば指摘されてきた (cf. 田中敏弘 [1984] pp. 118-20 竹本洋 [1995] 『経済学体系の創成—ジェイムズ・ステュワート研究—』 (名古屋大学出版会) pp. 118-21; 犬塚元

治経済論における顕著な特徴であると考えられよう。

ところで、ヒュームが示した「自制」を求める均衡の原理は、自然的傾向ないし「事物の自然な成り行き」にではなく、主権者や大臣らの為政者の「政策」によって、その実践の成否が左右されかねないものである。⁽¹⁶³⁾さらに勢力均衡の原理を含む彼の国際関係認識では、国家間の「戦争」を峻拒しない⁽¹⁶⁴⁾。よって、「自制」と均衡の原理は、政治判断の不安定性や戦争を含意する国際関係の下にあり、恒常的で安定した「平和」を保障できるような、常に一貫して実現されるものであるとは言い難い。そうであれば「自制」とは、時勢に依存せざるをえない、「理想ではあるが、偶発的で機会的な政治的目標」に過ぎないのであろうか。本章の最後に、この点について、人間社会の基礎理論としてのヒュームの法哲学を鑑みて思惟することにしよう。

[2004]『デイヴィッド・ヒュームの政治学』（東京大学出版会）；Whelan [1995]；山内峰行 [1994]「ヒュームの勢力均衡論について」『岡山大学教育学部研究論集』97号）。だが、彼の「均衡」の理論において、「自制」の原則が国際関係と国家体制の双方においてとくに別出されることについては、代表的な先行研究では詳解されていない。

(163) ヒュームの『論集』などでは頻繁に、「事物の自然的／一般的な成り行き」(the natural/general course of things)との表現が登場する (cf. esp. Hume, “Of Commerce” in *Essays*, pp. 254, 260; 坂本 [1995]; 田中敏弘 [1971] esp. p. 25)。ヒュームは、対外政治を、国内政治に比して一般的な原則が一貫しない、為政者など少数者の判断に左右されやすい流動的なものとして概括しており (Hume, “Of Commerce” in *Essays*, pp. 254-5), また「対外征服の禁止」についても、野心の人間本性を抑えることの難しさから、常にそれを保全し続けることは困難であるとも述べている (Hume, “Idea of a Perfect Commonwealth” in *Essays*, p. 529)。

(164) cf. 森 [2011] pp. 234-6.

Ⅲ.3.3 「自制」としての正義—「経済・社会・法」の理論とその再解釈可能性

ヒュームの「均衡と自制」の原理は、政治経済論のみならず、実は彼の「正義論」にも発見されうるものであり、ヒュームの社会思想や道徳哲学の全体から汲み取ることが可能であるかもしれない。本節で示してきた解釈を、あらゆる「社会」とその秩序維持のためのルールに関する、彼の法理論全体を参照して理解しようとするとき、その可能性は高くなるものと考えられる。正義の根幹は「自身と他人の所有を区別し、互いに互いの所有に手を出さない」という基礎的な所有権にあり、相互の「自制」を保つことの「共通利害の一般的感覚」(a general sense of common interest) という「コンヴェンション」にあると、ヒュームは議論している。この「コンヴェンション」の論理を基盤とする彼の正義論は、正義の諸規則や国内法から国際法、政府（統治機構）の正統性に至るまで、あらゆるルールの前提として、主体間での相互の行為や利害の「均衡」と「自制」を⁽¹⁶⁷⁾含意するものとして解釈可能である。ヒュームは、人間は本性上、「社会」を形成しなければ存立しえない存在であるとしたうえで、人々が共生し、よりよい生活や経済的活動を可能にするための基礎として、一般規則としての正義の必要を説く。その彼の正義論は、「経済」の側面を含んだ「国

(165) Hume, *THN*, esp. 3.2.2.2-11.

(166) *Ibid.*, 3.2.2.10.

(167) ヒュームは、正義の成立条件として、主体相互が正義のルールを遵守することで得る「利益」の対等性を挙げて論じている。例えば彼の「戦争法」についての議論では、規則遵守の相互利益が一致する文明国間では、戦時でも「戦争法」(the laws of war) が平時の国際法の利点や効用 (*advantage and utility*) を継承して成立するとされるが、その利益が一致しない文明国と未開国 (barbarians) との間では、戦争法は成立しないとされる (Hume, *EPM* 3.11)。

際社会」においても、根幹をなす原理を論じたものであると解されよう。

社会の基礎をなす正義の論理は、まさに「自制」や均衡の原理を基盤ないし主軸とするものである。ヒュームは主体間での相互の「自制」を、理想的だが偶発的な政治目標などではなく、人間社会を維持するために根本的に必要とされる原理として⁽¹⁶⁸⁾、提示していたと理解されうるのである。国際社会における正義と⁽¹⁶⁹⁾、「均衡と自制」の原理をどのように理解することが可能であり、ヒュームが示した「均衡と自制」の原理は現代の国際政治経済においていかなる意味を有するのか。これは今後の研究課題である。

結

21世紀のB・ブザンによる、20世紀後半（両大戦後）の英国学派における「経済の軽視」問題の提起を起点として、20世紀前半（大戦前後）のE・H・カーによる、19世紀の「自由放任思想」に対する批判と「政治経済学」

(168) 「社会の維持」のために「正義」が必要であることと並行して、ヒュームが同等の論拠によって、「正義の停止」の必要性についても論じていると解することが可能である。この点については、彼のテキストに基づく精緻な検討が求められるであろうが、さしあたり次のような読解の可能性を示唆することができよう。統治機構を有した政治社会（国内社会）にて、社会の便益（the *benefit of society*）のために執行される「刑罰」について、ヒュームは自然法の一時的停止という「正義の停止」の事態として表現している（Ibid., 3.10）。この論理を国際社会に該当させるならば、勢力均衡の原理から執行される「戦争」は、諸国家全体の利益や国際社会の維持のために必要とされる、国際法の一時的停止すなわち「正義の停止」の事態であると考えられる。ここでは、戦争回避による「平和な国際社会」の追求は、「刑罰執行を必要としない社会」の追求と同様の意味を示すものと言えよう。

(169) ヒュームの国家間正義論（国際法論）については、前の拙稿（岸野[2012]）にて議論している。

への回帰論から、「政治経済学」の極めて重要な論者であり英国学派の「源流」とも言われる、18世紀のヒュームの国際政治経済論へと、本稿では世紀を遡って考察を深めてきた。英国学派は、「経済」の要素を充分に取り扱っていないと批判されているが、本稿で詳しく見たような、英国学派の云わば「源流」をなすとされるE・H・カーやヒュームらの論考からは、いかなる含意が引き出されるのか。本稿を締め括るにあたり、終章たる本章では、現代のブザンの研究へと再び立ち戻って、カーとヒュームらの論考から明らかとなる、国際社会における「パワーと経済」の論理を概括し、さらに、両者の理論を通じて、英国学派の枠組に「経済」の要素を導入することの現代的意義と、理論研究上の含意について考究することにしよう。

ブザンは、「経済」の視点を国際社会論に付与することにより、「多元主義の連帯主義に対する論争上の優位」という英国学派内の勢力均衡に変化が生ずるとしていた。彼は、とりわけ冷戦終結後に見られるようになってきた、自由貿易圏の拡大や経済的地域統合の進展などに見出される「自由な国際経済秩序」の深化という事象を、国際社会の重要な要素として勘案すべきだと述べる。そのうえで彼は、この事象は、多元主義的な共存のルールにとどまらない、伝統的な主権国家体制を超えた「連帯主義」の秩序でありうると論ずる。こうした新たな経済秩序が現れつつある今日のグローバルゼーションを、「国家間関係」のレベルだけでなく、「地域」のレベルや「国境超越的な組織や個人」のレベルなどからも、同一の分析枠組で考察することが可能な理論であることなどの点に、英国学派が国際政治経済論を展開することの意義を、彼は見出している⁽¹⁷⁰⁾。

(170) cf. Buzan [2005] pp. 131-3.

確かに、ブザンが挙げていた具体例を見るならば、現代の地域的な国際経済秩序は深化しつつあると言える。しかし、まさにその「自由な国際経済秩序」の深化の直中で、国際政治経済における重大な問題や争議が発生しているのである。序論の冒頭やI章3節末尾で述べたように、進展するグローバル化と「自由な国際経済秩序」とによって、寧ろ逆説的に人々の重大な利益が侵害されるという問題が、繰り返し世界各地で主張されており、そうした秩序の抱える矛盾や問題から、各国で国益を擁護すべく、各政府による自由市場への介入や「保護貿易」が模索され、自由貿易協定や地域統合の批判的な再検討などが行われつつあるのである。我々が現在、容易に想起しうるように、2010年代前後のEUでの「欧州ソブリン危機」（ユーロ危機）とその世界的影響や、日本における「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）の参加をめぐる論争などは、まさに「自由な国際経済秩序」が内包する諸問題を具体的に表現するものであろう。これらの論題に関する議論では、伝統的な主権国家の「パワー」による自由市場の「経済」への介入について、再評価あるいは再検討する必要が論じられているのである。

かくして、英国学派における「経済の軽視」の帰結を嘆くブザンは、連帯主義的な国際社会の可能性に論を割くが、しかし皮肉にも、彼の論考においては英国学派の代表的論者らが取り組んできた「パワー」の問題が軽視されてしまっているのである。上記した問題を「国際社会」の視点から考察するためには、英国学派の理論枠組や思想的伝統における「パワーと経済」の論理やその含意を検討することが求められよう。そしてここにおいて、本稿が講究してきたE・H・カーやヒュームらにおける、「パワー」と「経済」を連続して考える国際政治経済論が、枢要な意味を有するのである。

本稿II章で確認したように、E・H・カーは、19世紀から続く経済自由

主義や自由放任思想が、国際関係において「利益の調和」を自然に達成可能であると盲信するものであり、「パワー」を軽視するその思想が蔓延した結果、巨大な国際問題や紛争が発生してきたことを論じていた。この議論を今日に即して再考するならば、ブザンの言う「自由な国際経済秩序」が抱える「国家間の調和」の困難という問題を、その自由な秩序を基礎付ける思想への根本的な批判によって指摘していたと理解できよう。さらにまた、カーは、マルクス主義を引き合いに出しながら、国際関係を考えるためには「国家間の不平等」を決定的な問題として理解しなければならないことを論じていた。カーは、国家間のパワーの衝突による不平等の発生が国際関係に内在していることを示し、「経済ナショナリズム」の発生を、国際関係の特異でない常態的な現象として認識していた。この認識と論考を経て、彼は、「持てる国」が「持たざる国」に対して譲歩することがなければ、「国家間の調和」は実現不可能であると結論していたのである。現代でも保護貿易論などとして「経済ナショナリズム」の議論が沸き上がることは、実に彼が予見したとおりの現象であったと言えよう。

本稿Ⅲ章ではヒュームの国際政治経済論を検討した。ヒュームは、経済ナショナリズムが主張する「国力」の重要性からではなく、「勤労」などの普遍的な人間本性の原理から、政府の保護貿易政策を許容する一方、また「国際社会」全体の利益から、過剰な保護貿易や重商主義的政策を批判したのであった。こうした彼の国際経済に関する主張は、自国の個別的な利害の重視へと傾倒する立場からではなく、人間本性の経験論的哲学や、自国を含む諸国家の全体という普遍的な相互の利害の顧慮を基本として展開されたものであり、自由な市場経済を基礎としながら、国家とそのパワーの存在を国際政治経済においてどう取り扱えばよいのかについて、その指針となる原則や原理を示唆しているものと解することができる。「経済ナショナリズム」の主張する富の生産能力を、領域限定的で政治的なネーション

にはなく、「勤労」や「競争」の精神などの人間本性の原理に見出したヒュームは、結果として、経済ナショナリズムが求める保護貿易について、自由貿易の擁護とともに、同一の人間本性の原理という地平において擁護していたのである。彼の人間本性に基づく国際政治経済論をいま再考することは、「自由か公平か」などの抽象的な現代の正義論や、「経済自由主義と経済ナショナリズム」などの思想的対立軸から巻き起こる政治的な論争から離れて、経験的・歴史的原理を探究する道徳哲学（moral philosophy）への回帰を可能とするであろう。

カーが論じていたとおり「パワーと経済」は結び付くものであるがゆえに、両者の緊張関係について、ヒュームは論議していた。彼は、政治・軍事・経済的なパワーについて、その過少とともに、その過剰な伸張・拡大を問題視して、「自制」を伴う、各国相互の政治経済的な「均衡」の重要性を説いた。「諸国間の不平等」と「持てる国の譲歩」とを重要な論点として見做していたカーと比較するならば、ヒュームはさらに進んで、諸国にとっての各国相互の「均衡」と「自制」の必要性を、議論していたものと解釈されうる。そして、カーやヒュームが求めていた「自制」とは、国家が国際関係においてただ「自己抑制的になること」を意味するのではない。有利な立場にある国家やナショナリズムや嫉妬心などの熱情に駆られた国家が、⁽¹⁷¹⁾「自らを省みて、行き過ぎを制御すること」こそを意味しているのである。諸国のパワーが角逐する政治・経済的な国際情勢を念頭に置く彼らは、「優位者の譲歩」や「嫉妬心の緩和」などと表現される、現実の国際関係における「自己省察」（内省・反省）や自国に対する冷静な批判的思索の意義を、その実践が困難であると思案されうるがゆえに、強調したのである。

(171) 紛れもなく、カーやヒュームにとって、議論の主たる対象は自国たるイギリス（ブリテン）であった。

英国学派の源流と位置付けられるヒュームは、まさに同学派が重視してきた「パワー」の要素や論理と、同学派が軽視してきた「経済」の要素や論理とを十分に汲取って、多元主義的な「国際社会」のありようを論じていた。今日こうした彼の議論を再検討するとき、現代では、いかに国際政治経済が自国を含めた「国際社会」の観点からではなく、「自国」対「他国」の関係という観点によって考えられてきたかが明瞭となろう。英国学派が考察・分析してきた、多元主義的な「国際社会」の理論は、とりわけヒュームの理論を通して、「経済」の視角を得ることが可能となる。そしてそれによって、ワイトらの勢力均衡論の概念枠組には収まりきれない、国際社会における「自制」を要求する「均衡」の論理を、英国学派のパラダイムへと導入することも可能となる。加えてまた、ヒュームの理論解釈を介して、カーが問題視した「国家間の調和」の困難を克服し、「国際社会」において共有できうる、「パワーと経済」を統御しながら諸国全体の発展を目指すための、実践的で規範的な原則や原理とは何かを考察することが可能となるのである。

最後に、理論研究上の含意として、国際関係研究における「国際政治と国際政治経済」という二つの領域の「英国学派」を統合して理論化するための予備的議論を、本稿が提示していたことが挙げられる。実は、現代の著名な米国の国際政治経済学者ベンジャミン・J・コーエン（Benjamin J. Cohen）らによる国際政治経済学（IPE）についての最新の学史研究では、ロバート・コヘイン（Robert Keohane）やジョセフ・S・ナイ・ジュニア（Joseph S. Nye, Jr.）、およびロバート・ギルピン（Robert Gilpin）らを中心として発展してきた、「米国学派」（The American School）と対置される、国際政治経済学における「英国学派」（The British School）の存在が議論されている。⁽¹⁷²⁾本稿では、「国際関係理論」（IR）の「英国学派」（The
162(403) 法と政治 63巻2号 (2012年7月)

English School)」における、「経済」の理論化可能性を探ってきたが、本稿の議論とこの国際政治経済学の視点や伝統を総合するならば、政治と経済の両面を含む「国際関係研究」の全般において、現在世界的に主流となっている米国型の理論や方法論等とは異なるアプローチを、二つの領域における英国学派を統合することで析出できるかもしれないのである。

コーエンによると、英国の研究は米国の研究スタイルと比較すると「定量的 (quantitative) というより定性的 (qualitative)」な傾向にあり、「より制度的で歴史的」な「古典的な政治経済学」(classical political economy)の伝統に立ち戻るものであるとされる。また同学派では科学的方法論には比較的低い評価が与えられ、「社会」(society)つまり国際政治経済の社会的文脈についての幅広い理解がより高い評価を得るとされる。⁽¹⁷³⁾米国ではコヘンやナイラを中心として国際政治経済学の分野が切り拓かれたのに対し、英国ではスーザン・ストレンジ (Susan Strange) が、米国とは別個のアプローチでの国際政治経済研究を主導し形成したとされ、⁽¹⁷⁴⁾「米国外、とりわけ LSE においては、スーザン・ストレンジは未だ長い影を落としている」⁽¹⁷⁵⁾とされる。

さらに、「国際関係研究におけるいわゆる英国学派 (English school)」との共通点として、とくにコーエンは、厳格な科学的モデルに抗し、形式

(172) Cohen, Benjamin J. [2008] *International Political Economy: An Intellectual History*, Princeton University Press, ch. 2; cf. Murphy, Craig N. and Nelson, Douglas R. [2001] “International Political Economy: A Tale of Two Heterodoxies”, *British Journal of Politics and International Relations*, 3 (3), pp. 393-412.

(173) Cohen [2008] p. 44.

(174) Ibid., esp. pp. 44-5.

(175) Walter, Andrew and Sen, Gautam [2009] *Analyzing the Global Political Economy*, foreword by Benjamin J. Cohen, Princeton University Press, p. xi.

的な方法論を重視しないところを挙げており、「英国 (Britain) において、同様のやり方で国際政治経済論が発展してきたであろうということは、驚くべきことではない」と彼は述べている。⁽¹⁷⁶⁾ コーエンは、これ以上踏み込んで論じていないが、方法論のみならず、「古典的・歴史的なアプローチ」や「社会」を重視する傾向性は、まさに国際政治理論の英国学派と大いに共通する研究姿勢であって、両者を架橋して学派の特徴を剔出することができるであろう。またより具体的に、例えば、国際政治経済における『国家の後退』⁽¹⁷⁷⁾ (*The Retreat of the State*) を明らかにしようとした S・ストレンジの論理を踏まえたうえで、彼女の現代的な国際政治経済分析と、本稿にて詳論した政治・経済・国家・社会そして人間の本性を抉り出す E・H・カーやヒュームの古典的な国際政治経済論との対比、あるいはまた英国学派の分析枠組⁽¹⁷⁸⁾との連関などについて、十分に検討しうる余地があると言えるだろう。国際政治経済学の近年の潮流として、国家間関係にとらわれない、地球規模での様々な主体間の政治経済活動を包括して考える、「グローバル政治経済学」⁽¹⁷⁹⁾ (*Global Political Economy; GPE*) の形成と発展が挙げられる。IPE ないし GPE の諸研究と「経済」の要素を導入した英国学派

(176) Cohen [2008] p. 60.

(177) Strange, Susan [1996] *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy*, Cambridge University Press. (櫻井公人 訳 [1998=2011] 『国家の退場—グローバル経済の新しい主役たち』(岩波書店))

(178) 具体的には、主権国家以外の政治主体が前景に登場する、「新しい中世」の可能性を論じたブルの議論や、カント主義的な「世界社会」の概念、あるいはブザンが示した「超国家的社会」の概念や理論的枠組などが挙げられよう。

(179) cf. Gilpin, Robert [2001] *Global Political Economy: Understanding the International Economic Order*, Princeton University Press; Cohn, Theodore H. [2011] *Global Political Economy*, Longman; Ravenhill, John [2011] *Global Political Economy*, Oxford University Press.

の国際政治理論との接合によって、規範・歴史・古典・哲学的アプローチから、グローバル化と多主体化が進む現代において「主権国家とは何か」を問い続け、世界政治経済を多角的・総合的に分析し理論化することが可能になるであろう。今後、英国学派の国際政治理論の研究において経済の視点がさらに導入され、論議が発展していくにつれ、国際政治経済学（IPE/GPE）の理論との統合可能性やその含意などについても、研究が進められていくものと予想される。

本稿で分析した E・H・カーやヒュームらの古典的な国際政治経済論は、「パワーと経済の分離不可能性」の通史的原理性や「国家間の不平等」の問題、そして現代でも共通する「人間本性」の原理による「政治的・経済的パワーの均衡化」の論理などを提起するものであった。国家のパワーと経済をどのように理解するべきかが問われる現代の国際関係において、カーとヒュームの理論はなおも示唆を有するものと解される。

Power and Economy in the English School of
International Relations Theory:
Reconsidering the Theories of David Hume and E. H. Carr

KISHINO Kouichi

Contents

Preface

I. Power and Economy in the English School

I. 1. The English School's perspective on 'Power'

I. 2. The English School's perspective on 'Economy'

I. 3. Economy in International Society:

Barry Buzan's Theory of 'Interstate Societies'

II. E. H. Carr and International Political Economy

II. 1. E. H. Carr and the English School

II. 2. Economy as Power:

International Political Economy in *The Twenty Years' Crisis*

II. 3. Revisiting 'Political Economy'

III. David Hume and International Political Economy

III. 1. Hume and the English School

III. 2. Power and Economy in the Society of Nations:

International Political Economy in *Essays, Moral, Political, and Literary*

III. 3. Check and Balance: the Principle of Hume's Theory of Society

Postscript